

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和4年6月9日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 20名

1番 鈴木 勝利

2番 藤田 尚美

3番 秋山 泉

4番 甲斐 徳之助

5番 伊藤 裕一

6番 池辺 己実夫

7番 諸橋 太一郎

8番 市川 圭一

9番 長田 麻美

10番 山本 伸子

11番 守屋 常雄

12番 加川 裕美

13番 北島 登

14番 杉森 弘之

15番 須藤 京子

16番 黒木 のぶ子

18番 柳井 哲也

19番 石原 幸雄

21番 遠藤 憲子

22番 利根川 英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	大 里 明 子
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和4年第2回牛久市議会定例会

議事日程第4号

令和4年6月9日(木) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時03分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、5番伊藤裕一議員。

[5番伊藤裕一議員登壇]

○5番 伊藤裕一 議員 おはようございます。無会派の伊藤裕一です。

本日は、2点質問させていただきます。

1点目は、青少年の居場所づくりについてです。

中高生世代を中心とする青年期は、精神的、身体的な成長が著しい人格形成において重要な時期であります。青年期では、親から徐々に独立をし、大人に向けて成長していく時期でもあるため、家族を基盤としつつも、友人たちと交流をしながらスポーツ、勉学、趣味等に励んでいくことで、様々な悩みを乗り越え、健全に成長していくことができるのではないのでしょうか。

私は、東松戸にある、ひがまつテラスという施設を視察してきました。同施設は、図書館、市役所支所機能に加え、中高生の居場所である青少年プラザが併設された複合施設であります。青少年プラザには、自習室や音楽スタジオ、ダンス等が楽しめる多目的室、青少年が利用できる部屋があります。また、フリーコミュニティースペースには、フリードリンクや漫画本、ボードゲームやパソコン、タブレットが用意されており、それらを楽しみながら談話ができるようになっているそうです。

家でも職場でもない居心地のいい場所をサードスペース、第三の居場所というそうですが、青少年にも、家庭でも学校でもない第三の居場所、ひがまつテラスのような若者の居場所があれば、ふだん話せないようなことを話したり、学校とは違った友人たちとの交流が生まれるのではと考えるところでありますが、本市では市立図書館等に勉強のための自習室が設置されて

いるものの、居場所づくりが主目的ではなく、エスカード牛久ビルに自習室を設置する計画があったものの実現をしておりません。

場所をどこにするかは別として、青少年の健全育成のため、本市にも青少年の居場所が必要と考えますが、整備のお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

青少年が読書や学習、談話等ができる居場所というのは、通う学校の周辺であったり、通学途中など、自転車や徒歩で遠回りすることなく気軽に立ち寄れる場所、または多くの学生が利用するであろう駅周辺など、行動範囲の中にあることが理想であると考えられます。

ひたち野うしく駅に隣接しているひたち野リフレビル2階にあるリフレプラザは、施設利用の予約が入っていない場合に、フリースペースとして、通学で駅を利用する学生の学習スペースとしてだけではなく、お出かけの際の待ち合わせや休憩など様々な用途で多くの方々に御利用いただいております。

しかしながら、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、フリースペースとしての利用は一時休止となっています。

なお、リフレプラザのスペースには、今後、市役所窓口機能の設置が予定されております。これまでのような広いスペースとはならないかもしれませんが、自由に立ち寄れる場所として確保できるよう検討を進めてまいります。

また、現在リフレプラザにあるグランドピアノについては、エスカードビルでのにぎわいづくりの一助となるよう、ストリートピアノとしての活用も併せて検討しております。

議員から御紹介のありました千葉県松戸市に昨年12月オープンした複合施設ひがまつテラスは、1階に図書館、2階に市役所支所機能と青少年スペースが設けられています。複合施設としての相乗効果を高めるため、図書館には中高生向けの資料をそろえたヤングアダルトコーナーを設置し、2階の青少年スペースと内階段でつながり、中高生の利用を促進するような工夫がなされていると聞きました。今後、青少年の居場所づくりについて検討を行う際には、大変参考となる事例だと思えます。

これから新たに設置を検討する際には、誰もが自由に利用ができ、安心・安全な居場所となるよう関係各課と連携し、進めてまいります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 ひたち野リフレ等で今後検討いただけるということでありました。

御答弁の中でも触れていただいたとおり、ひがまつテラスの図書館では、ビジネス書籍や健

康づくりの書籍とともに、ヤングアダルトコーナー、中高生対象の書籍が充実しております、図書館はこういった青少年の居場所になり得るポテンシャルを持っているのではと考えるところでもあります。

根本市長はかつて、図書館を学校に来ることが難しい子の居場所にとのお考えを述べられたことがあると承知をしておりますが、今すぐ大規模な施設整備は難しくとも、こうしたヤングアダルトコーナーの拡充、あるいはイベントの実施というソフト面の充実、また机や椅子を置くだけでも、青少年居場所づくりというのは可能になってくると考えるところでもあります。

図書館を青少年の居場所とするための取組状況と今後の展開についてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

中学生、高校生を中心とした大人と子供の境目の世代、いわゆるヤングアダルト世代の読書量は、小学生に比べ著しく減少しています。全国学校図書館協議会の2021年の調査によると、1か月の平均読書冊数は、小学生が12.7冊、中学生が5.3冊、高校生が1.6冊であり、また1か月に読んだ本がゼロ冊であった児童生徒の割合、不読率は、小学生が5.5%、中学生が10.1%、高校生が49.8%であるという結果でした。読書冊数で見ると、中学生は小学生の半分以下、高校生は小学生の8分の1となっており、また不読率で見ると高校生は小学生のおよそ10倍となっており、これは過去十数年間同様の傾向でございました。

このような中、市では、全ての子供が生涯にわたり読書活動を行うことで、より豊かな人生を送ることができるよう、平成30年度に牛久市子ども読書活動推進計画（第2次）を策定し、様々な事業に取り組んでまいりました。とりわけ読書離れが著しい中高生に対しては、中央図書館内において、ライトノベルやティーンズ文庫などを集めたヤングアダルトコーナーを常設し、同世代に人気のある本を容易に手に取ってもらえるようにしています。また、それに加え、夏には怪談集、秋には芸術や食べ物の本など、時節に応じた特集コーナーを設置したり、今年5月に実施したSDGsのイベントに合わせ、中高生向けの関連図書コーナーを特設したりするなど、中高生に興味・関心を寄せてもらえるよう工夫を凝らしているところです。

しかし、先ほど申し上げた不読率からも、そもそもヤングアダルト世代は読書する習慣が希薄であり、図書館に来館してもらうことが大きな課題となっています。そこで、ふだん図書館をあまり利用していない中高生でも、興味を持ち、足を運んでもらえるような新規利用者の獲得に向けた事業も併せて展開してまいりました。

なお、高校生については、その一環である、こどもとしょかんまつりへ主催者の一員として参加してもらい、ダンス発表や書道パフォーマンスなどのアトラクション出場をはじめ、読書感想コンクールの審査や絵本の読み聞かせ協力など、イベントを大いに盛り上げてもらいまし

た。

さらに、そのほかにも、夏休みを利用して中央図書館の紹介動画を作成し、ユーチューブでその動画を配信するなど、高校生ならではのアイデアを生かした主体的な活動実績もございます。

また、中学生に対しては、図書館に所蔵のある関連図書を紹介した部活動ブックリストを毎年配布したり、図書館での職場体験を受け入れ、図書館をより身近に感じてもらったりすることにより、利用促進につなげているところです。

いずれにしても、ヤングアダルト世代の図書館への呼び込みは、積極的に取り組むべき課題であり、中高生の居場所としての潜在機能をさらに発揮させる必要があると考えております。

今後は、ヤングアダルトコーナーの拡張を図り、同世代向けの図書をさらに充実させるとともに、こどもとしょかんまつりなど大きなイベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響により休止状況にありますが、アフターコロナを見据えたイベントの再開や新たな事業の企画・実施を通じ、図書館を中高生の居場所として利用してもらえるよう努めてまいり所存です。

また、中高生はもとより大学生や社会人など、より幅広い世代の居場所づくりについて、駅前等の利便性が高い場所での整備に向け引き続き検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 今後の取組に期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、創業支援について伺います。

欧米に比べ、我が国は企業の開業率が低い水準にあるため、イノベーションが生まれづらいとされており、政府は新しい資本主義実現会議において、創業時に信用保証を受ける場合に、経営者の個人保証を不要にする等の制度の見直しによって、スタートアップ、創業を促進するための議論を進めています。

過去の一般質問によれば、市では起業に関しての相談に来られた場合、商工会に相談するよう相互に連携を図っているとのことであり、主として牛久市商工会が創業支援業務を行っているとの回答でありました。取手市では、起業家タウン取手を掲げ、レンタルオフィス Match-hakou という施設の設置を行うなど、各地で創業支援を行う例がありますが、本市がベッドタウンとしてのまちから職住近接のまちへと転換し、人口維持を図っていく上で、市としても創業を支援していく必要があるのではと考えるところでありますが、市の取り組んでいる創業支援業務の一つとして、創業支援事業計画の実施があり、本市においても牛久市創業支援事

業計画を策定、平成28年5月に国の認定を受けたものと承知をしております。

同計画によれば、商工会では法人設立時の登録免許税が半額になる等の特典がある創業塾を実施、ワンストップ相談窓口の設置や牛久市創業支援ネットワーク整備により、年間14件の創業実現を目指すとのことですが、直近の同計画の実施状況について伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 産業競争力強化法に基づく地域における創業の促進を目的として、市町村が創業支援事業者と連携して策定する創業支援等事業計画について、今、議員のほうからありましたけれども、牛久市では平成28年5月に国の認定を受け、令和元年12月の計画期間等の変更による変更認定を受けて、事業を実施しているところでございます。

牛久市ではワンストップ相談窓口を設置し、創業支援ネットワークを整備することにより、創業の実現を目指しています。茨城県信用保証協会、日本政策金融公庫、牛久市商工会と共に相談窓口を設置して対応するほか、商工会による創業塾を支援しております。令和3年度に商工会が実施した創業塾につきましては、1日4時間の講習会を4日間実施し、18名に参加をいただいております。創業塾の実施に当たっては、主に講師報酬、創業チラシ等でおよそ60万円を要しております。

また、市では、商工会での創業塾を受講した方が、実際に創業しようとする場合に、経済産業省関係競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書の交付を行っており、証明書の交付を受けた創業者は、登録免許税の軽減措置、創業関連保証の特例を受けられる等の優遇措置が設けられております。

令和3年度は、証明書の交付はありませんでしたが、令和元年度、令和2年度は、各年度それぞれ2件の証明書を交付いたしました。

支援事業の相談等による創業者数は、過去3年間を見ますと、令和元年度は30名、令和2年度は18名、令和3年度は19名となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 年間14件の目標を超える問合せ、起業があるということで、今後充実にしてほしいところではありますが、その一つとして利子補給制度というのがあります。

水戸市やひたちなか市で、日本政策金融公庫等の金融機関で開業資金を借り入れた場合、借入金利子の一部を補助する利子補給制度を設けていますが、本市においてそのような創業者が利用できる利子補給制度を設けるお考えはないか、伺います。

さらに、牛久市が茨城県信用保証協会と市内金融機関の協力を得て、市内中小企業の金融の円滑化を図ることを目的として設けられた制度であり、利子補給金も受けられる自治・振興金融という融資制度があります。こちらは創業時には利用できないと承知しているものの、牛久市商工会ホームページによれば、保証料の全額補助、貸付利率は1.11%であるものの年1%を限度、利子が2%未満の場合はその2分の1を限度とする利子補給を3年間受けられるとのことですので、計算すると現在は3年間実質0.5%台の低金利で融資が受けられるということになるため、創業後の拡大期に大変有効な制度であり、広く宣伝すべきと感じるところです。

そこで、自治・振興金融の実施状況やPR方法についても伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 牛久市が茨城県信用保証協会と市内金融機関の協力を得て、市内中小企業の金融の円滑化を図ることを目的として、自治・振興金融制度があります。運転資金や設備投資費用について、自治金融は1,000万円、振興金融は2,000万円を限度に融資を受けることができます。

市では、県信用保証協会の保証料全額を負担するほか、利子につきましては利子相当額の2分の1、1%を上限に、融資を受けた日から3年間、利子補給補助金を交付しています。利子補給補助金の件数と補助額は、令和元年度は483件で総額948万321円、令和2年度は393件で813万466円、令和3年度は273件で520万5,710円の実績となっています。

創業支援による利子補給制度等については、県内自治体でも、先ほど紹介がありました水戸市など少数でございまして、当市においても創業による融資を受けての利子補給制度や助成等は行っておりません。今後は、需要に応じて、事業者支援の観点から、商工会等と連携して、必要であれば制度の整備を検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 最後に、チャレンジショップについての質問です。

期間限定で店舗を出店できるチャレンジショップという仕組みがあり、起業を考えている人が試験的に出店をしたり、空きスペースの活用のため有用であると考えますが、チャレンジショップを実施するお考えについて伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 創業支援策の一つとして、店舗や施設、マルシェ等のスペースを一定期間、営業訓練やテストマーケティングの場として提供しながら、出店準備から営業までをサポート

するチャレンジジョブ事業があります。

商店街等の空き店舗対策として、改装費用や家賃の補助を行っている自治体もございます。形態は様々となっておりますが、事業を実施するに当たっては、提供可能な空き店舗や施設等の情報を有することが第一でございます。現在、牛久市ではそうした情報の把握はしておりません。不動産会社が運営するテナント等があったとしても、短期間の貸借は難しいと思われ、貸借相手が決まらないまま市が確保することは現実的ではないと思われ。市主導で行う考えは現時点ではございませんが、今後、需要があった場合には、商工会等と連携して検討しながら進めていきたいと思っております。

私も、近隣の首長さん、それからいろんなまちに行ったりなんかすると、非常にまちの特性というのがございまして、例えば創業者の支援ということを考えて、非常に取手市が積極的な店舗を構えながらやっている。また、つくば市もそういう面では、五十嵐市長と話すときもそういうものもございまして、ですから、その自治体が、本当にいろんな特色のあるこれからのまちづくりの一つのものをつくっているような感じがします。

牛久市はそういうことで、そういう面では起業家、そういうものに対してまだまだ希薄なところがございまして、これはやっぱりどうなのでしょう。こう言っただけなんですけれども、需要があるとか、そういう機運というのは、やはり行政もつくっていかねばなりませんけれども、やっぱりそういう起業家を目指す方が、例えば商工会、JCとか、いろんなところでやりながら、そういうものでやっぱり醸成されるのかなというような気もします。ですから、そういう動向を見据えながら、これから牛久のまちのそういう支援の在り方など、もっともっと私たちは、これからはもっと大きなまちとしてステップするためには必要な事項と私は考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 伊藤裕一議員。

○5番 伊藤裕一 議員 今後も、牛久市で起業したいという人を後押しするという意味で、行政のほうでも創業支援を充実させていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

○杉森弘之 議長 以上で、5番伊藤裕一議員の一般質問は終了いたしました。

次に、4番甲斐徳之助議員の一般質問を継続いたします。

4番甲斐徳之助議員。

〔4番甲斐徳之助議員登壇〕

○4番 甲斐徳之助 議員 皆様、改めましておはようございます。無党派、甲斐徳之助でございます。

いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせて活動をしております。

報告になりますが、前段、前定例会においてお話しさせていただきました教育委員会の皆様におかれましては、早急に対応をしていただき、御相談を受けた方、保護者の方から、大変誠にありがとうございますとの御報告を受けております。ここに御報告申し上げます。ありがとうございました。

さて、本定例会におきましては、選ばれ続けるまちを目指し、本市の今後のまちづくりのビジョンについて何か質問をさせていただきます。特に、茨城県内、県南地域において、地理的環境や変化する地域の状況について御質問をしていきたいと思っております。

通告に従い、一問一答にて質問いたします。

国は、人口の一極集中を回避すべく、またコロナ禍の影響もある中で、ますます地方への人口の分散への方向性に力を入れているように思われます。そんな中、国からのつくば市のスーパーシティの指定を受けて、近隣である本市の考え方、受け止め方について、御質問をさせていただきます。

スーパーシティとは、つくば市のホームページによりますと、AIやビッグデータで生活の中の困り事の解決を図り、住民が住みたい、住み続けたいと感じる、よりよい未来社会を実現することを目指し、データの利活用と規制・制度改革を推進し、暮らしを支える様々な最先端のサービスを地域に社会実装していく取組とありました。今後、注目の自治体、まちとして発展し、人口も増加していくものと思われます。

そこで、隣接する自治体、当牛久市においても、この機運に便乗し、本市に定住人口を呼び寄せるまちづくりを行うべきと考えますが、その辺をどのようにお考えになっているか、お示しいただきたいと思っております。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 つくば市におけるスーパーシティの区域指定につきましては、つくばスーパーサイエンスシティ構想として、これまでの科学技術の振興に加えて、最先端技術の実装に向けて、さらなる先駆的な取組が展開されていくものと認識しております。

広域的な連携という観点では、全国的な人口減少傾向の中、東京圏の一極集中を回避し、地方の人口減少を抑えるため、平成26年に国から連携中枢都市圏構想が打ち出され、20万人以上の中心都市が近隣市町村と連携して広域的にまちづくりに取り組む仕組みが創設され、県内では水戸市及び近隣市町村の9市町村により、いばらき県央地域連携中枢都市圏が形成され、本年度より取組が開始されております。

また、県南地域においても、つくば市により、当市を含む近隣自治体と広域連携に関する研究会を立ち上げた経緯がございますが、現時点では同様の広域連携は困難として解消された経緯がございます。

しかしながら、個別に、つくば市や近隣自治体とは公共交通の乗り入れや一部事務組合としての連携を図るなどの実績もございます。広域的な連携につきましては、一自治体として自立し、持続的な行政運営ができるよう努めつつ、単独では効率的ではない事務や実施困難な事業などを中心に連携を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 御答弁ありがとうございます。

特に、西大通り沿線が重要であり、その中でもJR駅のあるひたち野うしく駅や、そこより先に延びるインフラ整備の可能性が存分にある奥野地域、阿見町、稲敷市との重要性も見受けられるところであります。

御答弁に際し、再質問をさせていただきます。

広域連携が困難とありました。その中で、困難な理由は何なのか。そして、解消されたということでありましたけれども、本市からのつくば市へのアプローチは考えていないのか。その辺の関係性を再度お尋ねしたいと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 つくば市による広域連携の検討につきましては、その主体であったつくば市の判断により解消されたものであり、その理由の詳細までは掌握しておりません。

阿見町、稲敷市との関係という点につきましては、阿見町とは一部事務組合として、うしくあみ斎場の運営、稲敷市とは広域の公共交通など、それぞれの状況に応じた連携を進めております。

現時点においては、それ以外の事務について新たに連携していく予定はございませんが、牛久市が自立し持続的に運営していくため、当市にとって必要な各自治体との連携については、その時々的情勢に応じた検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 再答弁をいただきまして、現時点で何もないということでありましたけれども、さきに述べましたスーパーシティで、今後つくば市は着目の全国で2都市しかない指定を受けております。それに隣接する牛久市が、利用価値を高めていくことはされたほ

うがよろしいかと思えます。

それで、以前にあったものが解消されたということで、その解消理由が把握されていないということでございましたけれど、改めてお伺いしたいと思えますが、つくば市にアプローチを取っていく形は、今後ないのでしょうか。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も常々、他市町村との連携というのは大切にしなければならないということ、議会の場でも、そして職員にも言っています。これだけ狭いといいますか、これだけの小さな地域でも、我々にはいろんな文化と歴史とがございます。つくば市においても、あのような科学万博を行った、そして多くの研究的な施設がございます。そういう歴史、文化もございます。牛久市においてはまた、昔からいろんな様々な牛久沼周辺、牛久シャトー、そして大仏さんとか、牛久市においてのそういう資源といいますか、文化、歴史がございます。

ですから、私たちはまず自分たちの地域をどのように理解して、私はこの地域を、そしてこれからのまちづくりをどうするかという、これが基本であるのかなと。それで、いろいろと今度は枝葉を広げるとき、つくば市のそういうものの取り入れ方、そして他市町村の取り入れ方を、いろんな枝葉をつけていったほうが、牛久市のもともと特色あるまちづくり、行政の仕方もあるのかなということがございます。

決してそういうことが駄目じゃなくて、まず自分たちの足元の文化、歴史を見ながら、そして、これからどのようなまちづくりをするかというのは、これは一つ一つ積み重ねていくことが、この仕組み、独自のまた文化をつくるのかなと思っております。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。牛久市の独自の文化ということは重々理解しております。

今回の御質問は、何回も同じ話になってしまいますけれども、全国に注目される指定に対して、その利用をすべきであろうという定住人口の促進のお尋ねをさせていただきました。市長のお考えはよく分かりました。私は勝手に今、前向きな答弁だと思って解釈いたしましたので、次の質問に移らせていただきます。

次に、圏央道インターチェンジの活用についてお伺いしたいと思います。

同僚議員も様々な方面から、企業誘致であったり、そのような部分で発信をされておりますが、私は今回、阿見東インターチェンジの定住促進につなげるような話をお伺いしたいと思います。

前段、市長からも、阿見町側の発展が著しいとの御発言が議場の中でありました。私もそのように思います。先ほど質問しました、つくば市からのひたち野うしくを通過していく交通イ

ンフラ動線の中で、阿見東インター周辺は外せないものであると考えます。

そういった考え方の中で、本市ではどのように今後取り組んでいくべきか、どのようにお考えになっているのか、お示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 圏央道阿見東インターチェンジにつきましては、平成19年に供用が開始され、平成29年に茨城県内の全線が開通すると、栃木県、群馬県方面や成田空港へのアクセスが向上し、沿線には企業立地が促進するなど、目に見えた効果ももたらされております。

また、当市におきましても、市民または牛久市に訪れる方々の交通利便性は格段に向上し、日常生活の上でも、その効果を感じると思われまます。

御質問にございました阿見東インターチェンジ周辺につきましては、阿見町側で茨城県施行による阿見吉原土地区画整理事業が実施され、道路や宅地の整備とともに、店舗、物流施設、住宅立地が順次進み、一昨年に土地区画整理事業の換地処分が完了しております。

一方、牛久市側の土地利用につきましては、都市計画上、市街化調整区域の位置づけとなっており、一定の許可基準により立地できる施設に限られておりますが、市の東部地区の土地利用方針として、インターチェンジと桂、奥原の両工業団地を含む部分を工業・流通エリアと位置づけており、併せてインターチェンジ周辺における流通業務系施設の許可基準を整えるなど、土地利用の最適な誘導を図るための例規整備を進めてまいりました。

当該地区の土地利用について、その方針を転換する予定はございませんが、東部地区の地域特性を生かした土地利用が図られるよう、法令に基づき適切な立地を誘導してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきます。

まず、最後にありました地域特性を生かした土地利用というのはどういった意味合いで捉えていらっしゃるのか。あと、当初質問させていただきました宅地の開発行為には取り組んでいく気はないのかでございます。

今回は関係ありませんけれども、小学校の跡地利用、こういったものは再三にわたりこの議場で、同僚議員含め、私も含め、質問させていただいているところであります。今後、中学校の改修工事も行われる中で、ただ投資事業に終わるのでなく、あのエリアをある意味違った意味での中心地に持っていける可能性が多分にあると思われまます。当然ながら、広域連携も含めた阿見、稲敷地区も視野に入れていかなければなりません。

以前、一般質問の中で、パークライド方式、小学校跡地利用などしてはどうか、またはほかの自治体でもやっておりますが、道の駅等のリムジンバス発着等はどうか、これは通告しておりませんが、併せて御質問させていただきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 藤木光二建設部次長。

○藤木光二 建設部次長兼都市計画課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

市の東部地区につきましては、先ほどの答弁の中でもございましたけれども、都市計画上、工業団地を除き市街化調整区域となっているということが前提になります。

それらを踏まえ、都市計画マスタープランにおける土地利用方針につきましても、東部地区の特性を生かすということで、先ほどの工業・流通エリア以外は、まとまりのある良好な自然環境を維持するための自然環境保全ゾーンと優良な農地を保全するための田園ゾーンが大部分を占めているということでございますので、面的な宅地開発などは非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 大変難しいことは、重々いろんな方から聞いて分かっていたところでもあります。プラス、牛久市におけるあのエリアの歴史的背景といいますか、これまで住んでいる方の御意見も伺いました。

ただ、この先、人口を維持していくという全体像のプランがある中で、いろんな可能性を掘り上げて取り組んでいくことは大事なと思えます。それを真っ先に決めてやっていくということではなくて、いろんな可能性を視野に入れた中でやっていけばいいんじゃないかなと思っています。

現時点での宅地の開発には取り組まないということでありました。理由は、市街化調整区域ということでもありますけれども、市街化調整区域の区分を、ごめんなさい、再質問でありますけれども、どうにか別の宅地条件に持っていけるような話をするようなお考えがあるのか。そして、もしあるとすれば、その方法はどうか、お示しいただきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 まちづくりということを勘案して、私も就任してからまちづくりについて考えてきました。

今私は、就任した当時より、中学校を造り、ひたち野うしく地区の人口の張りつきということを考えてまいりました。そして、今回は組合ができて、ひたち野うしくに約300世帯の家が建つ、世帯ができるということでございました。まずそちらに、ひたち野地区、今需要があるところからまずやっていって、一度にはできませんから、まずそういう需要があるところ、

そういうところからやって、そしてひたち野周辺で、もしある程度の供給が見込めることができれば、今度、あそこは竜ヶ崎阿見線かな、斎場の前の道が開通します。そうすると、あれによって、あのエリアに様々な商業的にも、またいろんな地域ができるんじゃないかなと私は思っています。それを今からどのようにイメージをして、そしてどのようにまちづくりができるか。そしてまた、あの土地の特性を利用した宅地なり、それから商業地域なり、そういうのができるのではないかと。それを今からイメージしていかないと、もう遅いのでございます。

ですから、まずとにかく今需要があるひたち野地区、それから今度はこのからの竜ヶ崎阿見線の沿線、奥野地区の中央辺りのことがあります。僕はその次に今度、今、バイパスが、あと10年はかかりますかね。牛久阿見バイパスが牛久沼を通じています。そうすると、あの辺でもこれからまた様々な事業展開ができるのかなと。

一度にじゃなくて、一つのここに絞って、そして絞って工事ができたら、次のイメージのここをする。そして、ここが終わったら、もうこっちもイメージするということで、大きなまちのイメージをつくる。一度にやっぱりできませんから。そういうことで、このまちづくりをどのようにしてつくっていくか。これは10年間と、いろんなことでスパンがございましたけれども、そういうイメージを持たなければ、牛久市のまちづくりの組織的などといいますか、計画的なまちづくりするには、そういう考え方が私はベストなのかと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。一度にはできないかなというところでありまして、ひたち野うしく、今取り組んでいる獺穴地区の開発に関しましては、これまでも出てきている話で、市長が思われるところであるというのは重々理解しております。

でも、今の御答弁ですと、最終的には私が御提案申し上げた部分に関して、はっきりと今現時点では言えないけれども大枠でのイメージがあるというように受け取ることができました。

やっぱりいろんな今後、地域を振り返っていくと、単独で生き残っていくことが厳しい可能性も十分にありますよね。だからそういったところで、やっぱりトップである市長がそういう枠組みの中の話を考えていらっしゃるということは、私にとって大変有益な情報でありました。ありがとうございます。

ただ1点、再質問で、あのエリアを市街化区域を外していく方法というのは、質問させていただいたんですけども、今現時点で答えられる範疇であれば教えていただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 ただいま市長のほうで答弁させていただいた内容で、今、東獺穴地区で約300世帯の宅地造成をしております。今同じで、市街化調整区域から市街化区域に変

更するんですけども、これは相当のいろんな条件、いろんな制限、いろいろございまして、一つ一つクリアして手続をしているところでございます。

奥野地区につきましては、その話合いをしているわけではございませんけれども、それに言い換えれば、やはり都市計画マスタープランでは、先ほど次長が話をしたとおり、農業地域とか、工業地域とか、そういうことがございまして、宅地造成にするにはそういう市の根底のプランからつくり直さなければいけないということで、なかなかそこにつきましては、すぐにというわけにはいきません。やはり時間とか手続等がでございます。

それと、質問にはございませんが、一つそのお話をさせていただきたいんですけども、阿見東インターチェンジの周りは、牛久市のほうで市街化調整区域ではございますけれども、物流、流通、倉庫の指定をさせていただいてございます。通常であれば認められない施設ですけども、倉庫業法の許可を受けた建物が、ちょうど牛久市でいいますと桂町から報徳にかかっているところなんですけれど、今2つの業者が操業されております。調整区域ですけども、その特例の許可を受けて、包括承認基準7というんですけども、それで今建ててございます。それはもちろん宅地ではございません。宅造ではございませんけれども、また一つその相談を受けていると、違うところでまた相談を受けているという話も伺ってございます。

ですから、宅地、家ということであれば非常に厳しいんですけども、そうではなくて、物流だとか倉庫だとか、そういうことの引き合いがあれば、それは我々も積極的に話をして誘導しているという状況でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 ありがとうございます。経済活性化は大変重要なことであります。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

あと、市のマスタープランを根底から計画を変えていかなければいけないということも理解しましたので、可能性を視野に入れて、水面下でも構いません。執行部の皆さんの中で、方向性を、一応話を持ってみたりとかしていただく機会を取っていただければ、私は幸いです。絶対に今後、宅地に関しては、もう多分こっち側の狹穴、この後話しますけれども、狹穴の300世帯はよく分かっているんですけども、限りが来るんじゃないかと思えます。

ただ、この牛久市の地理的条件、何度も言いますけれども、このチャンスを生かさない手はないと思いますので、頑張っていたきたいと思います。応援します。

次の質問に入ります。次に、人口の自然増、社会増を比較し、これについての政策を御質問します。

まず、現況の確認をさせていただきたいのが1点であります。それと、その中で自然増と減、

社会増減の確認を取ります。

現在も続く2年半に及ぶコロナウイルス感染拡大の影響を受け、社会の流れは相当に変わってきたものと誰もが感じるところであります。リモート事業や在宅勤務などの活用において、地方都市の魅力や移住など分散型を随分強化し、見直しされているように考えるが、改めて本市への移住のメリットをお示しいただければと思います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 当市の人口につきましては、平成29年12月に8万5,255人をピークに減少に転じております。

その内訳として、出生数と死亡数の差である自然増減については、平成28年度に減少に転じ、平成28年度は61人の減であったものが、令和3年度には362人の減少と、加速度的に減少数が増加しております。

また、転入者数と転出者数の差である社会増減につきましては、総人口の推移と同様に減少傾向にあり、令和元年度に減少に転じましたが、令和2年度に93人の増加、令和3年度に126人の増加と転入超過が続いております。この転入超過の傾向は、感染症に対応したテレワーク、在宅勤務などの生活スタイルの変化が影響しているものと考えられます。テレワークなどにより転入した例なども聞き及んでおりますが、逆に市外への転出者数が大きく減少している状況もあり、人の流れの変化が見てとれる結果となっております。

現行の地方創生を具現化するために、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口ビジョンに示す人口の維持、出生率の増加を目指し、地方への人の流れをつくるべく各種施策に取り組んでおります。

また、ひたち野地区の住宅需要に鑑み、東端穴地区において、土地区画整理事業を計画しており、新たに300世帯を超える宅地供給を見込んでおります。

このように現行の地方創生施策とハード整備を並行し、今後も継続して移住先の自治体として選ばれ、転入超過が継続するよう、各種施策を推進してまいりたいと考えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 転出減と御回答いただきました。転出減の要因というのは、これはプラス要素なんですけれども、何が考えられるのかと思いますか、御質問です。

その中で、御回答にありました、まち・ひと・しごと総合戦略ということで、第2期ということでありましたけれども、国は今デジタル田園都市国家構想ということで、魅力発信を地域に分散し、そして分配していくという岸田政権の方針であります。当然、国の政権与党ですから、そういうところを受けて、我々も沿ってガイドラインをつくっていくと思うんですけれど

も、今、牛久市で取り組んでいることは、まさにひたち野うしく地区の300世帯であります
が、狹穴地区への人口増加対応ということでやっていたらと評価できるところです。先
ほど言ったデジタル田園都市構想なんかは、まさに先ほど述べたつくば市が手を挙げてやっ
ているんじゃないかと思えます。そこに本市は、どのようにそれに対して取り組んでいるのか。
やっていたのかと思えますけれども、検討なされたのか。その辺の背景もお尋ねしたい
と思えます。

以上、2点再質問させていただきます。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 まず1点目の御質問の転出の減少の理由につ
きましては、申し訳ありませんが、こちらでは把握しておりません。

2点目につきましては、本市としては、人口ビジョンに示す目標に向けまして、現行の総合
戦略として取組を掲げ、地方への新しい人の流れを生むための各種施策に取り組んでおります。

東狹穴地区における宅地供給においては、直接的に人口の増加を期待するところではありま
すが、そのほか子育てや教育、仕事の充実や地域コミュニティなどにより、まちの魅力を高
めていくことが重要と考えておりますので、国の方針などの動向を注視し、本市の向くべき方
向性を的確に捉えていきたいと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 今後、人口減少は、策定の中はどう企画しても、当然明らかであ
ります。今後自然増は、ちょっと言いたくないですけれども、あんまり大きく望める可能性が
ないですね。転入超過で、今社会増をしているということで、地方分散への集中をやっている
ということでありました。

現時点で、牛久駅周辺は当然ながら、ひたち野うしく駅エリア、そして何点が質問させてい
ただきましたけれども奥野地区というところで、既存のものと、これまでのものと、これから
のものと、いろんな可能性を拾って、人口増加を目指してまちづくりをやっていたきたいと
思えます。

以前、副市長が、牛久市の根本は固定資産と住民税が基幹になっているということでおし
ゃっていましたよね。農業だと思えるんですけれども、市の基幹産業がなくて、収益を上げてい
くような、税収を上げていくようなところが、まだまだ牛久市はほかの自治体に比べて弱いな
と思えます。そういうことを振り返れば、人口増加施策は、今後、重要課題であると私は考えて
います。やはりいいまちであるからこそ、ほかの自治体に負けず、選ばれ続けていただいて、
自治体として生き残っていく政策を懸命に取り組むべきだと考えます。

奥野地域の話になりますけれども、学校建設、イノベーション予算もそんなに安いものではないですし、あれをただ建て直す、つくり置くだけでなく、学校ですから、学校に通う子供たちを増やす、そこに送り出す親御さんを多く呼び寄せるという意味合いで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ソフト面の拡充が重要という御答弁をいただきました。確かに私もそう思います。ハードだけではなく、ソフトも充実したまちづくり、そして人口増加につながる政策を組んでいただきたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。現在進められており、そして議員のほうにも開会日に御説明がありました広域事務組合の広域連携の考え方の御質問をさせていただきます。

3事務組合の統合を来春4月に始めようという事業計画で運営されていらっしゃると思います。以前、私は第三セクターの統合、合併、集約を質問させていただいたときに、執行部の皆さんの御答弁は、性質の違う自治体の統合は行えないと。ただ、予算やそういった面から有効であれば考えるという御答弁をいただきました。

今回、稲敷地方事務組合の統合というのは、まさにそれが当てはまるんじゃないかなと思います。事業をやっているのが、その中で全然違うことをやっていたらいいわけですが、それに対して本市執行部はどう考えていらっしゃるのか。そして基本が、稲敷消防のほうにまとまってくるという話で御説明を受けていますけれども、根本市長はその管理者でもあるわけですから、本市だけでなく全体的にどう考えているのか、御質問いたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 龍ヶ崎地方衛生組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の3組合の統合・複合化につきましては、8市町村長で組織する管理者等会議で協議を行うとともに統合・複合化の是非についての判断を行ってまいりました。

また、管理者会議での協議に当たっては、県内一部事務組合の事例調査を行いながら、その後、稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討委員会、稲敷・龍ヶ崎地方経営検討幹部会議、また稲敷・龍ヶ崎地方3組合経営検討幹部会ワーキングチームにおいて協議を行ってまいりました。

統合のメリットとしては、総務部門の一元化によって人員不足の解消、組織体制の充実に加えて、事務の効率化及び大幅な経費削減が図れること、財産の一元化に伴い大幅な財政基盤の強化が期待されること、ごみ処理と屎尿処理の2つの環境政策の連携強化及び組織体制の充実が図られ、ごみ処理においては、対象となる圏域の広域化により、現在、個別に抱えている課題への広域としての対応が可能となります。

しかしながら、新組合規約や例規の改正、組織機構、職員の処遇、給与、議員定数、運営体制及び分担金等の具体的事項など詳細に決めていかなければならない事項がございますので、

今年度より、稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会を設置して、具体的事項の協議は4つの分科会にて専門的事項の協議を行うこととしております。

いずれにいたしましても、新組合は令和5年4月1日の設置を目標にしております。時間的にはタイトなスケジュールではございますが、統合により、環境政策の集約と連携を図るとともに、圏域住民の生活環境の向上を図るための検討を進めていく予定です。

なお、私もこの一員でございまして、これはすぐにはメリットというものは出ないのかなと思っております。こうすることによって、確かに、塵芥組合、そして稲敷消防ということで、事業内容は違いますが、ただこの圏域で扱う様々な事業を統括することによって、大まかなインフラにしても、そして私たちの生活に関しても、この地域の様々な話ができるという大きなメリットがございます。

そして、それに付け加えて、今度、今ごみのクリーンセンター。ある地方では、私も視察に行っていました。教育関係のいろんな施設もございます。あと、斎場組合も、もう全部一緒にやっているところがございます。そういうことで、様々な課題がございましょうが、ただ、こういうことによって、地域の様々な事業、そして皆さんでいろんな話をしながら、市町村合併をしなくても、いろんな話が一緒にできる、そういうメリットもあるのかなということでございます。

ですから、これからやはり地域で連携しながら様々なことを、例えば農業にしてもそういう話を、一市町村じゃなくて、農業にしても、商業にしても、そういう話をできる機会が多く増えるということは、この大きなメリットが私は地域にあると思っております。

そういうことで、これはすぐには見えないことかもしれませんが、最終的にはこの組織、地方の活性化というか、大きな地域が統合することによって意義があるのかなと私は思っているところです。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 稲敷地方地域の活性化事業ということで、前向きにいただきました。私も、基本は今まで質問してきた中での事務組合の統合というものに関しては、先の話が見えていれば、いろんな意味合いで有効的ではあると思います。ただ、今現行4月を目指すという意味で、少し再質問をさせていただきたいと思います。

まず、我々、市民より負託を受けてこの場にいる市議会議員でありますけれど、市議会議員の意見を反映する場面はどういった想定をされているのか。私は稲敷消防の事務組合に出ていますけれども、ほかの自治体の方からもこの話はすごく出てございまして、今となってはちょっと違う、説明はありましたけれども、全然何も聞いてないよという話が先行してございました。なので、意見を反映させる場面をどう対応していくのかというのを聞きたいと思います。

あと、当然ながら、3組合合同になったときに負担金等がどのように推移するのか、確認を取りたいと思います。牛久市はやっぱり大きな自治体ですから、上がっていくんじゃないかなと考えるところでもありますけれども、例えばですけれども消防に関しては、今出している負担金をもってすれば単独でも牛久市消防署は消防活動できるんじゃないかみたいなことを言う人もいます。そうとは言いませぬけれども、今の市長の御答弁ですと、地域の広域連携が活性化につながって、情報共有もしていくという話でありましたから、そうとは一概に言えませんが、負担金の件に関してお尋ねしたいと思います。

3点目は、意思確認なんですけれども、この3組合の統合事業に、本市の考えとしては、改めまして参画していくのか、いかないのか、丸かバツか、執行部の皆さんのお考えを確認しておきたいと思います。

以上3点です。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 各それぞれの組合におかれまして、議員の皆さんがおります。その中でいろんな話をしながら、その組合の運営をしているわけでございます。

今回、統合されても、また組合議員の皆様には構成員の一人となっただきまして、定員数に関しては、各自治体の議会の皆様にお願ひして、定数をどうするかということを決めていただくということを今話しております。

それから、負担金なんですけど、当面負担金は、全ての負担金はそんな大差ございませぬ。恐らく同じぐらいで最初は推移するのかなと思います。

あと、先ほど消防の単独という話、牛久市も過去十数年前に単独という話がございました。でも、結果を見ますと、やっぱり広域のほうが単独よりは経費が少なくなったのかなと思います。今、単独でやっている市町村におきましては、ここは取手市、それから土浦市がございませぬ。土浦市は今、市長さんとお話ししていると、それから消防の方とお話しすると、今まではやっぱり3市でやっていたんですけども、できれば組合をつくってやったほうが効率的に人員も回せますし、人員の負担も少なくなりますし、地域防災に関してはそのほうが得策なのかなという話をしておりました。

あと何かありましたか。（「意思確認」の声あり）これはもう参画します。

○杉森弘之 議長 甲斐徳之助議員。

○4番 甲斐徳之助 議員 執行部の意思是分かりました。

質問は以上となります。

今回、人口増加を今後の重要課題として私は捉えておりますので、その辺の点を取り上げさせていただきます。何となく広域連携の話だけ、発展を求めるものちょっとずれたと思う

んですけど、直近にある目の前の課題ということで取り上げさせていただいたんですけども、私はその辺を踏まえて、公にそれがどうだこうだというふうなことは言うてはいけないかと思うんですけど、こういう行政の取組をきっかけに広域連携を図ると市長はおっしゃっていただきましたけれども、もっと先の話をしていけばいいんじゃないかと思います。

私ども市議会議員であったり、市民の皆様では、そこら辺ではざっと話ができたとしても、決定権だったり、方向性を持っていく権限はありません。首長はいろんな会議で、今話に出ている広域の首長さんたちと当然話す機会があると思います。非公式であったり、お茶飲み話でも構わないと思うんですけど、地域のビジョンを将来的にこういうふう考えているよとか、こういうふうにしていったらいいよねとか、どう思いますかとか、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

近隣自治体との関係であったり、その広域連携をどうしていくかと、今後課題は山積みであると思いますが、一個一個きちんと対応して、小さいところから大きなビジョン、大きなところから小さな方向性を示していただいて、選ばれ続けるまち牛久を目指して、有益なまちづくりをしていくことを御期待申し上げまして、私の一般質問を終えさせていただきたいと思いません。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、4番甲斐徳之助議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時17分休憩

午前11時28分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 日本共産党、加川裕美です。

今回私が痛感したことは、この質問は一体どこの所管なのか、どう組み立ててよいのかということです。現に、聞き取りの際も、皆さん首をかしげて一緒に考えていただきました。

今日の私の質問は、行政が所管を超え横断化し、地域全体で取り組まなければ実現は難しいことですが、今全国で地域連携、学校連携、市町村連携という同じ課題が生まれています。本日投げたボールが市民のミットにぱしっと収まる近い将来を考え、質問させていただきます。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

大きな1番、投票率向上に向けて。

国政選挙の年代別投票率は、令和3年10月の衆議院議員選挙で、10歳台43.21%、20歳台36.50%、30歳台47.12%となっています。また、令和元年4月に行われた第25回参議院議員通常選挙では、10歳台が32.28%、20歳台が30.96%、30歳台が38.78%となっています。このように、ほかの年代と比べ、若年層の投票率はいずれも50%を下回り、大変低い水準にとどまっています。

投票啓発に積極的に取り組み、1人でも多く全世代の市民の要求が市政に反映され、当市がより活性化することを目的として今回の質問を進めてまいります。

それでは、(1)当市の現状からお伺いします。

①今年は今月に参議院、12月に県会議員、そして来春に市議会議員という3回の選挙があります。感染症の影響は多分にあると考えますが、2021年実施の衆議院議員選挙と茨城県知事選挙における当市の状況について確認します。期日前投票所4か所の利用者数、最終的な投票率、年代別、10代から30代、また一番投票率が高かった年代、こちらをお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

令和3年9月5日に執行されました茨城県知事選挙における期日前投票所の投票者数は、牛久市役所期日前投票所が3,025名、牛久駅前期日前投票所が3,422名、ひたち野リフレ期日前投票所が2,380名、奥野期日前投票所が358名となっております。

また、各年代ごとの投票率は、10代が約32%、20代が約20%、30代が24%、40代以上が約38%の割合で投票をしております、最も投票率の高い年代は70歳以上の約40%で、全体の投票率は34.82%となっております。

また、同年10月31日に執行されました衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票者数につきましては、牛久市役所期日前投票所が5,808名、牛久駅前期日前投票所が5,324名、ひたち野リフレ期日前投票所が3,794名、奥野期日前投票所が665名となっております。

また、各年代ごとの投票率は、10代が約41%、20代が約32%、30代が約39%、40代以上が約60%の割合で投票をしております、最も投票率の高い年代は60代の約68%で、全体の投票率は54.13%となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 続けて、当市の現状をお伺いし、このデータから見えてくる今後の課題、投票率向上のための現在までの施策についてお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

現在までの取組といたしましては、毎年、高校3年生向けに選挙制度の啓発パンフレットの配布等を行うとともに、実際に使用している投票箱や記載台を中学・高校へ貸出しをし、生徒会選挙などで使っていただいております。

また、本年7月に執行予定であります参議院議員通常選挙に向けては、横断幕等の設置、広報車での投票の呼びかけ、選挙啓発ポスターの掲示を予定しております。また、市内高校へは茨城県選挙管理委員会より選挙啓発ポスターの配布がされる予定です。

課題といたしましては、さきに御答弁させていただきましたとおり、選挙権を得て初めての選挙については投票率が高い傾向にある一方で、20代の投票率が低くなっております。若い世代が選挙に親しみを持っていただくための工夫として、例えば、ホームページやSNS等、若い世代が利用するツールを活用した選挙制度の周知が必要であると考えております。

また、先ほどの答弁で、ちょっと数字の誤りがありました。訂正させていただきます。投票率のところで、茨城県知事選挙の期日前投票の投票者数のところで、最も高い投票率、高い年代の70歳以上のところを40%と申し上げました。43%と訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 牛久市が公正な選挙実施、堅実な投票率向上に向けて努力されていることは言うまでもありません。特に高校生からは、横断幕については毎回目にするといった印象があるようです。加えて、この夏からは、来春に向けて3回の選挙が続きます。

(2)として、より一層の向上を図るため、今後に向けての考え方を市民の声を通して伺いしていきます。

①期日前投票所について、牛久市には投票日前日まで約10日から2週間、期日前投票所が4か所設けられています。前回、前々回は牛久市役所期日前投票所、牛久駅前期日前投票所、エスカード牛久2階、ひたち野リフレ期日前投票所、ひたち野リフレビル2階、奥野期日前投票所、奥野生涯学習センターの4か所と把握しています。

先ほどの御答弁から、また昨今の投票傾向から、便利な期日前投票所での投票は主流になりつつあります。そこで、投票率の向上施策として、全国の自治体の約56%が発行し、投票後にもらえる投票証明書の活用について伺います。

牛久市は投票証明書を発行していらっしゃいます。こちらが牛久市が選挙した後に発行して受け取ることができる投票証明書となっております。こちらについては、はがきと同じサイズ

にしたり、御朱印状風にしたりと、各自治体の選挙管理委員会で工夫を凝らし、継続性を高める試みがあります。

先ほど、初めての選挙は比較的投票率が高いというふうにお伺いいたしましたが、10代の傾向として、1回してしまって、その後は投票所に足を運ばない、このような実態も伺っております。ただ、彼らの特性として、コレクタブル、ある程度コレクションができるもの、また年代を追うごとに大切にしている方もいるようです。全国の選管の方の試みとして、このように御朱印状風の投票証明書を発行したり、このように毎回はがき風にデザインしたり、このような投票証明書を発行している自治体がございます。

当市について、こちらについて、今後展開していくお考えなどはございますか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 期日前投票所の設置に関しまして、ここ10年の状況を見ますと、必ずしも同一の場所に期日前投票所を設置できておりません。昨年度の選挙時の4か所の期日前投票所の設置場所につきましては、平成31年4月の牛久市議会議員選挙から同一の設置場所としては4年が経過したところであります。

これまで同一の場所に投票所を設置できなかった理由としては、期日前投票所の各会場は、時期によって借用できない場合があったためであります。投票所を従前の場所から変更する場合、選挙人に迷惑をかけないためには、その周知を徹底することが必要となりますが、いまだに過去の投票所を訪ねてくる選挙人の例がございます。

期日前投票所における課題といたしまして、現在の期日前投票所の設置場所をできる限り定着させることにあると考えております。

また、選挙に関連して、ほかの地域の民間団体による地域振興の先行事例で、投票所で発行する投票証明書を活用した取組が行われたことは把握しておりますが、当市で発行する投票証明書を、例えば地域振興として活用することは、現在のところ想定をしておりません。

また、議員さんおっしゃいました御朱印のように投票証明書を活用してはというところではありますが、投票証明書の形、あと様式、そういったものは、既に規定されたものではないというところもありますので、各選管が独自に発行しておりますので、魅力的な形あるいはデザイン等によって投票率のアップも図ることができると考えておりますけれども、証明書の獲得というところの目的になると、また投票の目的ではないというところにもなってまいりますので、そういったところも十分踏まえながら、またそういったものは実際に効果があるのか、先行事例を調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま、従来の選挙管理委員会のお立場で慎重に御答弁されたと考えます。

そこで、再度確認いたします。期日前投票所のうち、エスカードビル、ひたち野リフレは、駅に近く、また市役所から牛久シャトーは数分です。コロナ禍で人流を生むのが困難な中、周知のとおり、商業、観光施設は集客に苦慮し、まさに経営危機に直面しております。当市だけではありません。コロナで少なからず打撃を受けた自治体、商業施設は数知れず、昨年の衆議院議員選挙から投票証明書の提示で割引や特典が受けられる、いわゆる選挙割制度が注目されています。当市でも、18歳の受験生が多く集まる駅周辺施設、市のランドマークのテナント等への呼びかけは十分に有効と考えます。

再度確認します。期日前投票場の立地に大幅な変更はないと考えますが、期日前投票場の周知徹底をされるのであれば、なおさら広報や地域発信は有効であると考えます。

ここでは、地域活性にやや重点を置いてお伺いします。既にエスカード牛久ビルのテナントやひたち野うしく駅近くの店では、アプリや買物特典、学割、クーポンサービスなどを自主的に行っている店舗があります。先ほど、一番最初にお伺いしたときに、エスカード牛久ビルの選挙時の投票者数は5,000人を超えた選挙がございます。こちらの人流を指をくわえて見ている、これは大変もったないことではないでしょうか。

牛久市選挙管理委員会からではなく、商工観光課等から当事業を紹介して、希望店舗が主体となり、選挙割等を実施するのはいかがでしょうか。現に他県では、広報や窓口を商工観光課や市民部が担い、商工会や社団法人が主体となり、選挙割を実施している例が数多くあります。また、自主的に店舗が選挙割を始めようと思っても、市に許可や協力を求めずに進めてよいのか、進められるのかという素朴な疑問の声もあります。地域活性化という見地から、選挙割後押しや情報提供をする、この点について再度御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

投票は本来、選挙人の全くの自由意思によって行われるべきものであると考えます。投票証明書等を商業の振興、観光の振興に使うということは考えておりません。

しかしながら、事業者の主体性を制限するものではございませんので、事業者の意思によってというものでしたら、市は関わるというつもりはないんですけれども、事業者主体であればよろしいかと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 事業者主体であればよろしいということなので、なるべくこの選

挙と連動していく形で、彼らの意に沿うような選挙割組立てができるとよろしいかと考えます。

関連となりますけれども、前回の選挙のとき、期日前投票所のエスカード牛久ビルに関して、投票所を囲うパーティションにより店舗部分の見通しが悪くなり、人流や購買意欲にも影響したのではないかとテナントのお声がありました。この点の改善はいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 お答えします。

前回の選挙のときに、エスカードビルの中にパーティション等を設置して、大分商店のほうからも人流、その店舗に影響が出るというような意見をいただいたところであります。

今回の選挙に関しては、エスカード中の配置、パーティション等の配置を若干変更して、妨げないように十分配慮して、期日前投票所等を開設してまいりたいと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 5,000人もの人が当テナントに出入りする貴重な機会がございます。牛久市の発展を願ってお店の存続を続けていただいた方、新たにこちらに入居された方、ぜひ選挙とお店の発展、地域の発展が両立するようお努めいただきたいと思います。

続けて、便利な期日前投票ですが、高齢の方がどんなに近くても投票所に行けない、行きにくいという現実があります。期日前投票所への足として、まだ利用したことのない市民に向け、うしタクで選挙というキャンペーンも有効だと考えます。

うしタクは事前予約で、自宅から目的地まで乗り合いで利用することができるため目的にかなうと考えますが、市民には事前登録が必要なこと、うしタク自体の存在を知らないという方が、残念ながらまだまだいらっしゃいます。便利な場所、時間帯で投票し、うしタクで往復する。市の施策を実感してもらいつつ選挙に行く、うしタクで選挙に行こうキャンペーンはいかがでしょうか。

また、投票所までの交通手段を交付金により無償化している自治体もあります。そちらの活用についても併せてお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 うしタクにつきましては、選挙については、うしタクの経費については交付税措置というところがありますが、うしタクについて十分担当より、うしタクについてはその経費等を交付税措置される所でございますけれども、投票所につきましては、国政選挙また地方選挙でそれぞれ対応が違ってきますので、十分にその使い方等も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 それでは、続けて2番、主権者教育という観点から伺います。

以前、私は定例会で、小・中・義務教育学校の様々な取組を御紹介いただきましたが、この3年目に入ろうとしている感染症下で授業時間が取れない中、一部選択制の項目もあり、投票や議会について、児童生徒に定着していない部分もあるようです。この点について、現在学校ではどのような取組をされていますか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 小・中・義務教育学校においては、小学校6年生の社会科で国の政治の仕組みと選挙を、中学校3年生の社会科で国の政治の仕組みを全ての学校で学んでいます。ただ、小学校6年生の社会科の中で、国の政治の仕組みと選挙の単元を学んだ後に、学校ごとに2つのコースに分かれます。一つは、子育て支援の願いを実現する政治、もう一つは震災復興の願いを実現する政治であります。よって、内容の一部については触れていないこともあります。ただ、授業を行う上で先生方は教科書をそのまま教えるのではなく、様々な工夫を凝らして子供たちに質の高い学びを提供しています。

例えば、神谷小学校の6年生では、架空の都市、神谷市というものをつくりまして、ここの市長選を行いました。4人の立候補者の選挙公約を聞き、市の実態からどの候補者に投票すべきかを考え、実際に投票箱を活用して模擬選挙を行いました。その後、たとえ自分が投票した候補者が当選しなかったとしても、全体の投票の傾向からどれだけの人たちがどのように考えたかが分かるとともに、政治に意見が反映される仕組みについて理解することができました。

また、衆議院選挙の投票率低下のグラフを提示して、なぜ投票に行かないのか、どうしたら投票率が上がるかについても考えました。振り返りでは多くの児童が、自分が18歳になったら必ず選挙に行きたいと記述しています。

ひたち野うしく小学校では、6年生の社会科、国の政治の仕組みと選挙と、特別活動の運動会ですが、運動会でひたち野オリンピック応援団長・副団長の選出とを連携させて主権者教育を行いました。立候補者の演説を聞いた後、投票方法の確認を行い、児童一人一人が投票しました。

牛久第三中学校では、3つの架空の政党をつくって、定数5の模擬比例代表選挙を行いました。生徒はそれぞれの党の金融政策、コロナ対策、外交政策の3つの政策について、資料を基に分析を行い、生徒同士の情報交換を経て投票、開票を行いました。開票は5つの議席を割り当てる活動を通してドント方式、つまり投票数に応じて公平公正に議席を割り振るというルールですが、これについても学ぶことができました。

おくの義務教育学校では、5年生から9年生が生徒会役員の選挙を行う際に、令和2年度には本当の投票箱を活用して選挙を行い、令和3年度にはオンライン選挙を行うことで選挙に関

する興味関心を高めることができました。

今後は、これらの各学校のすばらしい取組を市内の学校に広めていきながら主権者教育をしていきたいと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま様々な主権者教育をお伺いいたしました。特に、現実の投票箱を使って体験したということが、子供たちの心に大きく残っているようで、何人かの生徒がその投票箱のことをすごく感動的に私に話してくれました。やはり体験に勝る教育はない、私はこのように考えます。

そこで、お伺いいたします。感染症以前、多くの小学校の修学旅行のコースには国会議事堂見学が含まれていました。今年度、今後に向けてはいかがですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 国会議事堂の見学をしているかどうかというのは、調査しましたところ、半分の学校は国会議事堂を見ていて、半分は見えていないという状況があります。県議会の議場を見たりしている学校は多いのですが、国会もなるべく参加できるように、できればこども、本当は参加できればいいと思っていますので、検討してみたいと思っています。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 いつもはモニター越しの国会議事堂に実際に行って、あのピロード張りの椅子を見たりライトを見たりすると、市会議員の私でさえ胸がときめくものがございます。子供たちに、ぜひ主権者教育の大きな一助となると思えますので、よろしくお願い申し上げます。

さらに、子供の頃からの意識づけ、動機づけという見地からお伺いいたします。

公職選挙法の一部改正により、平成28年から投票所に入ることができる子供の範囲が、現行の幼児から、児童、生徒、そのほかの年齢18歳未満の者にまで拡大されました。これは子供を投票所に連れていくことにより、家庭で選挙や投票に関することが話題になるなど、将来の有権者への選挙啓発につながるものと考えられ拡大されたものです。ただし、子供は直接投票箱に投票することは禁じられています。

一方で、多くの市民から、子連れ投票の教育効果とともに、子供が騒ぐ、記載した名前等を読み上げる、投票用紙に記入したが、書いてあるものをのぞき込む、投票したがって困るという声が聞かれます。そんな声を受け、ほかの自治体では、子供用コーナーを設け、懸賞箱を用意して、選挙に行く回数が多いほど投票率が上がる、ささやかな文房具ですが、そんなものが当たるといった試みもあるようです。

当市では、一歩進んで、あらかじめ市のホームページから用紙をダウンロードしてもらい、18歳未満の子供用パブリックコメント投票箱を設置するなどの仕組みはいかがでしょうか。子連れ投票のストレスが減り、子供たちの声が集まり、投票行動が活発化する一助になると思います。こちらは、現実には中学生のほうからも、ぜひという声が出ております。御見解をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 公職選挙法の一部改正により、平成28年6月19日から、親と同伴して投票所に入ることができる子供の範囲が18歳未満の者に拡大されたことにより、子連れ投票は将来を担う子供たちに早い段階から投票に慣れ親しんでもらい主権者としての自覚を持ってもらうために有効な啓発となります。また、家族で出かけたついでに投票に行くことは、投票率向上の一助となると考えております。気軽に子連れ投票が行えるようホームページ等で周知しながら、啓発に努めてまいります。

また、期日前投票に合わせて、子供たちのための模擬投票を実施する取組についてですが、この取組を行うためには、まず期日前投票に隣接した会場または会場内に執行中の選挙と絶対に誤認させないような工夫をした上で実施しなければなりません。投票所と同程度のスペースの確保が必要であり、現在の会場は狭小であり、実現するためには解消すべき多くの課題がございます。現時点では実施の予定はございません。

私のところにも様々な選挙に対しての意見が届きます。もうちょっと期日前投票の場所を多くしてくれないか、中には期日の時間の短縮についても考えたかどうかという話も、私のところにいただいております。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 市長にも寄せられているという様々な声を受け、より充実した選挙をぜひお願い申し上げます。

牛久市第4次総合計画第6節には、市民の声が生きるまちづくりという1節があり、小中学校からの主権者教育の大切さも記されています。幼児期の投票所体験は大変重要でありますので、ぜひ寄り添っていただきたく意見を申し上げます。

それでは、③として、移動投票所についてお伺いします。

私は、昨年第4回定例会で、高校内投票所、移動投票所についての質問をさせていただきました。投票は市民の大切な権利であり、自治体は可能な限りその遂行に尽力すべきだと考えます。

現在、全国で大規模病院や高校等で大型バスを使用した移動投票所が実現しています。中で

も、高校は投票立会いや事前準備等の協力が望め、生徒に主権者としての自覚を促すほか、教職員や保護者への波及効果を考えると大変意義深いものと考えます。高校内投票所についてのお考えを、改めてお伺いします。

○杉森弘之 議長 飯野喜行総務部長。

○飯野喜行 総務部長 市内24か所に当日投票所を設置しておりまして、平均して約2.5平方キロメートルの範囲に1か所投票所があることで、十分な投票所数を用意していると考えております。

期日前投票所につきましては、牛久市役所、牛久駅前、ひたち野リフレ、奥野生涯学習センターの4か所に設置しておりまして、牛久市と同程度の規模の自治体で2か所または3か所設置している状況と比較してみますと、十分な投票所数を用意していると考えておりますので、現在のところ当市で移動投票所を開設する予定はございません。

学校での移動投票所というところでありますけれども、最初に投票率等でも申し上げましたように、他自治体と比べまして、他自治体は約20%ぐらいの投票率になるんですが、18歳になった最初の投票ということになるんですけれども、昨年の衆議院選挙、牛久市の場合には18歳の投票率が40%近くになっておりまして、大変高い投票率を示しております。

そういった部分を踏まえますと、繰り返しになりますが、現在のところ移動投票所を学校でというのは考えておりません。御理解お願いいたします。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 今、40%以上の国政選挙投票率が10代以上にあったということですが、これはやはり牛久市の主権者教育、これがある程度根づいてきている、また横断幕等による告知で子供たちの目に触れている、この効果だというふうに考えます。

しかし、全国で人口数ではなく投票者数で20代前半と最も投票者数の多い年齢となった60代後半、いわゆる団塊の世代との差を試算すると、男性4.11倍、女性4.44倍の差が出ており、若者4人強と団塊世代1人は同じ重さの1票となります。効率、利便性だけでなく、教育的効果を追求する時代となっています。投票率が今の倍になっても、団塊世代1人の方にはかなわないということになります。

次代を担う子供たちに、あらゆる手段を用いて投票行動の大切さ、政治参加を私たちは訴え続けていかなければなりません。未来に向けて、ぜひ前向きな取組をお願いいたします。

続いて、大きな2番、児童の登下校時の見守りについてお聞きします。

私は、前回の定例会で、教職員の見守りがなくなることの課題について質問させていただきました。そして、この6月、徐々にその影響が出ています。

改めて、(1)教育委員会の基本的な姿勢、働き方改革を含めた考え方を確認します。加え

て、市内の小学校、義務教育学校の登校時、下校時の見守り、交通指導の現状と、そこから見えてくる課題等について確認します。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在、市内小学校・義務教育学校における登下校の見守りにつきましては、学校の教職員及び保護者・PTAや地域住民等の方々が協力の下、行っております。

現状、登校時は、比較的どの地域でも保護者の方を中心に旗振り当番等を実施しており、交差点等で見守り活動を行っています。さらに、地域によっては、地域住民の有志の方が子供たちと一緒に通学路を歩き、子供たちの安全確保に努めていただいております。一方、下校時は、登校時に比べPTAの見守りへの参加や地域住民のボランティアが少ない状況です。

また、前期課程の子供たちにスクールバスを運行しているおくの義務教育学校では、登下校時、各バス停において、保護者の方や地域の方が見守りを行っています。特に、小規模特認校制度を利用した区域外からのキャンパスバス利用者については、バス乗り場までの送迎、保護者への引渡しを徹底しております。

ところで、学校では、教職員の本務である授業づくりと、そのための教職員の資質・能力の向上を図るための研修等以外での教職員の負担が非常に増加している中で、教職員による見守りの負担を軽減しようとの取組が行われています。これは、教職員の見守りが不要と考えているわけではなく、教職員の負担が大き過ぎることが問題となっているものです。突然、教職員による見守りがなくなることに對して、保護者の皆さんが不安を感じるなど、もろもろの課題があることも重々承知しております。今すぐなくすのではなく、保護者の方々の理解を得ながら、教職員の見守りによる負担軽減を図っていきたいと考えています。

こうしたことから、子供たちの登下校の見守り活動は、保護者・PTA、関係団体など地域総ぐるみで行うことが大切であり、その仕組みづくりが重要であるとともに、子供たちへの交通安全教育がより重要となってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいま様々な見守り形態をお伺いしました。

おくのキャンパスバスについては、子供たちの人数が、また顔触れが運転士さんになかなか記憶しづらく、お迎えの来ないまま降りてしまったといった例もあるようですので、よろしくお願いたします。

また、地域見守りが継承されている地区、地区社協の方々が活躍されている地区がある一方で、1,000人を超える児童を1桁のボランティアが自主的に見守りしている学校区がございます。先日の暑い日、300人を超える児童をたった1人のお母さんが、自らの体を張って

立哨している、見守りをしている事例がございました。子供たちは、暑いので道端に座り込んだり、それは本当に大変危険な状況だというふうに認識いたしました。

それら課題解決のための道筋、方法を、幾つかの方向から模索していきたいと考えます。

まず1番、全国の自治体でボランティアポイントを導入した地域力の発掘が行われています。厚生労働省は、介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用についてという指針で、介護保険の保険者である市町村が地域支援事業を行うことを認めています。ボランティアポイント事業は、65歳以上のシニアボランティアを市や公共団体が募集することで、ハードルを下げ、参加人口を促し、御本人の介護予防と両立しつつ、地域に助け合い精神が育まれることを目的としています。

システムとしては、例えば対象者はポイントの対象となる活動を行い、それを登録している活動団体が確認または自己申請し、その団体からポイント手帳にスタンプを押印してもらい、ポイントをためるというシンプルなものです。参加者は、ためる楽しみで継続性が生まれます。

定年退職した市民に対して、居場所、生きがい、地域とのつながりを提供し、体操教室のような健康効果も期待できます。

過日、同僚議員の質問から、牛久市は平成31年の調査で、男性65歳から84歳、女性65歳から94歳までの健康余命が、それぞれ県内1位、10位以内で、大変元気な御高齢者が多く、また学校区ごとにデータを把握されていることも伺いました。自宅前付近の見守りなら可能な方もいるのではないのでしょうか。御見解を伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 現在、多くの学校では、保護者・PTA以外の見守りボランティアは、シニア世代の方が多いのが現状です。このようなシニア世代の地域の方に、協力者として登下校の見守りに携わっていただけるためのインセンティブについて考える視点は重要であると思います。ただし、そのインセンティブが、ポイントや金銭的なものなのか、学校や子供たちからの感謝の心や行動なのかは、個人によって違うものと思います。

議員御提案の地域支援事業交付金は、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としたものであり、介護保険法に基づく地域支援事業を実施するために必要な費用に対して交付されるものであります。

ところで、これまで登下校の見守りボランティアについては、主として学校運営協議会の中で議論をしていただき、その地域の特性に応じた対応を模索してきました。理由といたしましては、登下校の見守りボランティアの参加は、自分の孫世代との触れ合いについて充足感を感じられ、子供たちから元気をもたらえるといった声が聞かれる一方で、地域住民にボランティアを呼びかける前に、まずは自分たちの子供の安全のため、保護者・PTAの見守り活動への参

加が重要ではないかというような意見もあるからです。その地域によって、住民の年齢層や家族構成の違いもあり、一律の対応では難しいのが現状です。

教育委員会としましては、地域の宝である子供たちの見守りは、保護者・PTA、関係団体など地域総ぐるみで行うことが大切であると考えます。そして、その実現のためには、同じ地域で生活する大人も子供も、お互いの互助の精神で結びつくことが最も重要であると考えます。

現在はコロナ禍のため、子供たちから大きな声で挨拶をしたり、学校行事に感謝の気持ちで地域の方を招待したりすることは難しい状況ですが、子供たちに、自分たちの安全な日常生活が地域の皆さんの見守りによって支えられていることのすばらしさをしっかりと伝えていきたいと思います。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 ただいまの交付金活用について、インセンティブに関しての御見解をお伺いいたしましたが、今主体となってボランティア活動を統括している学校運営協議会は、予算がゼロの団体でございます。こちらは大変重要な課題ですので、再度お伺いします。

市から、65歳以上のシニアの見守りボランティアの対象となる地域支援事業交付金に応募し、学校運営協議会に運用を委託し、運用していくお考えはございますか。交付金では、見守りに必要な腕章やネームカード、ビブス等のほか、ボランティアノートの購入を想定できます。商品や賞金が目的ではなく、あくまで地域とつながれないシニアを学校と結びつけることが目的です。

ポイントの交換アイテムとしては、先ほどの御答弁どおり、現金等の受給ではなく、シニアには地域交通の利用補助、また保護者や一般ボランティアには、土曜カップ塾や学校イベントへの優先参加、地域協力店からの提供品で抽せん会なども考えられます。こちらは、何かボランティアに対して商品をあげよう、そういったことではなく、あくまでも地域とつながれない、地域とのきっかけがない方々、シニアと、どう連携していくかという試みでございますので、再度こちらの交付金活用についての御見解をお伺いします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 繰り返しになりますが、見守り活動に協力していただく方のインセンティブとしては、ポイントなどの金銭的なものではなく、基本的に子供たちからの毎朝の挨拶や感謝の言葉、学校行事への感謝の気持ちでの招待であると考えております。

ただし、地域によってシニア世代の割合が低いとか、先ほど申し上げましたとおり状況が様々でございます。そういった中で、各学校運営協議会での議論に重きを置いているわけですが、そういった学校協議会の中でポイント制の導入について議論されることは重要であると考えます。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 私は先般、地域にお子さんと同居するということで引っ越してこられた70歳の女性の方と見守りに立ちましたが、その方は、やはり見も知らない土地で、全然知らない子供たちに、小さな声で呼びかけるのが精いっぱい、その後、継続していこうというお気持ちは生まれませんでした。やはり、地域互助、子供の見守りというのは、子供たちからの感謝の声ということだけではなく、自分自身がその地域とのつながりを連携していくこと、保っていくこと、つくっていくことが大事であるというふうに考えますので、よろしくお願いたします。

それでは、2番、地域施設、店舗との連携というところを②で触れてまいりたいと思います。

牛久市内の通学路には多数の店舗があります。中でも、古くから子供たちにトイレを貸してくれたり、下校時に声かけをしてくれたりする好意的なお店もあります。その店には、保護者が立ち寄り、コミュニケーションも生まれています。

こういった商業施設と、学校、PTA、市内全校に設けられた学校運営協議会が連携し、教育委員会が情報を一括共有し、子供たちを見守りする仕組みづくりについてはいかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 繰り返しになりますが、地域の宝である子供たちの見守りは、保護者・PTA、関係団体など地域総ぐるみで行うことが大切であると考えます。

その地域の中には、通学路に隣接した店舗が多く存在しておりますが、店舗協力の例としては、茨城県警察本部生活安全総務課が事務局となっております、こどもを守る110番の家という制度もございます。子供たちが、まちで知らない人から声かけや痴漢、付きまといなどの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所で、子供たちを保護し、警察や学校等への通報を行ってくれるボランティア活動の一種です。

こどもを守る110番の家には、法人や団体の防犯活動の一環として設置されているものもありまして、郵便局、組合に加盟しているガソリンスタンド、防犯協議会に参画しているコンビニエンスストアなど、多くの法人や団体が参画しております。学校の周り、通学路には、多くのこどもを守る110番の家があり、企業の通常業務の傍ら、子供たちの防犯に関する駆け込み寺として御協力いただいております。

企業協力の一例を申し上げましたが、登下校の見守りについても、通学路沿道の店舗などと連携できないか、学校運営協議会における議論の中で協力を要請していく方向で検討している学校も始まっております。

このように、企業に限らず地域住民等の力も借りながら、保護者・PTAが第一義的に中心

となって、地域全体で子供たちの登下校を見守っていただければと考えております。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 学校運営協議会が主軸となり、地域見守り店等を募っていく上では、学校はもちろん市や教育委員会の協力は欠かせません。よろしくお願いいたします。

最後になります。③として、ICTを活用した見守り、登下校時の子供たちの動向を正確に把握し、見守りにつなげるシステムがあります。例えば、小型の見守り端末を活用した手軽な見守りサービスです。こちらは、雪の多い時期に、まず東北で非常に役に立った例ですが、雪崩等の被害に遭った子供たち、もしくは遭難者を見つけるビーコンというGPSや音を発生する端末機があります。こちらで、学校に登校しなかった子供たちを発見し、確保につなげたという例もあるようです。

このようなものを一例として、見守られる子供たちは、ランドセル等に専用の端末をつけることで、学校や通学路、公園、塾などに設置した見守りスポットを通過するタイミングで位置情報が記録されます。加えて、携帯に見守りアプリをインストールした見守り人や見守りタクシーが、チェックポイント以外の場所をカバーすることも可能です。さらには、見守りを登録スポットで行った場合、アプリにポイントを加算し、インセンティブにつなげることもできます。

全国の自治体で導入や検討が始まっていますが、将来を見据え、当市のお考えをお伺いします。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 GPS端末を子供たちに持たせることで、登下校及びその他の行動を自治体、PTA、学校などが共有し見守ることは、見守り端末を持つ児童生徒が、迷子や行方不明などになった際、子供の位置情報記録を確認し、早期解決に導くためのシステムとして、防犯上の観点からも有効であると思われれます。

現在運用されているアプリの中には、町なかに設定した見守りスポットを通過するときや、見守りスポットアプリをインストールしたスマートフォンを持つ人とすれ違うタイミングで、その位置情報や通過時刻が記録される仕組みのアプリがございます。GPSのように常時位置情報を把握できるわけではありませんが、市内の至るところで検知される環境を整備することで、迷子や行方不明などの緊急時に迅速な対応を行うことが期待できます。

いずれにしても、ICT技術の導入は、費用負担の課題等もありますので、先進事例を参考に、登下校の見守りでの有効性やセキュリティー面などについても慎重に調査研究してまいります。

○杉森弘之 議長 加川裕美議員。

○12番 加川裕美 議員 これはあくまで参考事例ということで、私は全国の自治体で現に導入されている見守りアプリについての平均額を計算してみました。例えば、ひたち野のひたち野うしく小学校、中根小学校の2校で、こういったICTを導入した子供見守りを試算した場合、通信費全て込みで約370万円弱の試算となります。こちらには、見守り端末が一般には1,000円から2,000円となりますが、これを保護者負担とすれば、配布率60%でそのほとんどが賄えてしまいますので、一般財源からもし持ち出すとすると百何万円かの試算となります。こちら、ぜひ御検討をお願い申し上げます。

最後になりますが、ここに学校運営協議会がまとめた資料から引用します。コミュニティ・スクールを促進するには、教育委員会の確固たる決意や学校任せにしないサポートという結びがあります。ぜひ子供たちの見守り、市教育委員会、学校、学校運営委員会一体となって進めていただきますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、12番加川裕美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時30分といたします。

午後0時23分休憩

午後1時32分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 日本共産党の北島 登です。

今回は、この3月に発表された第4期環境基本計画について、特に地球温暖化対策としてのCO₂削減に絞って質問を行います。

気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。既に世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが大問題になっています。国連IPCC1.5℃特別報告書は、2030年までに大気中の温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5度までに抑え込むことができないことを明らかにしました。

たとえ気温上昇を1.5度に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は今の2倍となり、食料生産も減少するなど、人類と地球環境は打撃を受けますが、それを上回る気候上昇となると、その打撃は甚大なものとなります。2度上昇すれば、洪水のリスクにさらされる人口は2.

7倍に増加し、サンゴの生息域は99%減少してしまう。さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度を超えてしまうと後戻りできなくなり、3度から4度も上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して悪化を止められないという破局的な事態に陥ってしまいます。

パリ協定では、それを避けるために上昇幅2度を十分に下回り、1.5度以内に抑えることを目的として、日本を含む世界196か国が合意して締結しました。

IPCCは、昨年8月、新たな報告を発表し、人間の影響が温暖化させてきたことは、もはや疑う余地はないとしました。同時に、これからの10年の思い切った削減と、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、その後も大気中のCO₂の濃度を下げる努力を続けることによって、21世紀の最後の20年には1.4度までに抑えることができることも示しました。

新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなどの新しい感染症が次々と出現し、人類社会の大きな脅威となっています。この背景にも、森林破壊をはじめとした環境破壊、地球温暖化があります。既に世界の平均気温は1.1度から1.2度上昇しています。破局的な気候変動を回避するため取り組める時間は長くありません。10年足らずの間に、全世界のCO₂排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっています。

気候変動による脅威と被害は、日本でも経験したことがない豪雨や暴風、猛暑など、極めて深刻です。去年の夏も、大雨特別警報や緊急安全確保の指示が頻繁に出され、洪水、土石流が起り、多数の死者や行方不明者、大きな被害もたらされています。豪雨水害では最大の被害額1兆1,580億円となった2018年の西日本豪雨、千曲川や阿武隈川の堤防が決壊した2019年の台風19号、球磨川水系での大洪水が起きた2020年の熊本豪雨など、これまで何十年に一度と言われてきたような豪雨災害が毎年発生しています。猛暑も頻繁に起きるようになり、2018年の夏の猛暑は各地で40度Cを超え、5月から9月までの間の熱中症による救急搬送人数は9万5,137人と過去最多となりました。

海水温の上昇や海流の変化は、異常気象の原因となるとともに、海の生態系に悪影響を及ぼし、漁業への打撃ともなっています。日本は、西日本豪雨や猛暑、台風21号などがあった2018年に、気候変動の被害を受けやすい国ランキングで世界1位となりました。翌19年も、台風19号の被害などで第4位となりました。これはドイツの環境シンクタンク、ジャーマンウォッチというところの調査です。気候危機は、日本に住む私たちにとっても、緊急に解決しなければならない大問題となっているのです。

こうした中、牛久市は2020年7月にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを表明しました。昨年からの環境審議会が開催され、今年3月、環境基本計画、牛久市地球温暖化対策実行計画が策定されました。そこに示された牛久市の計

画について質問します。

まず、CO₂削減目標についてです。この策定された計画では、2030年までに、2013年度比で33.3%削減という低い目標になっています。この目標はどのように決められたのか。環境審議会の議事概要を読んでも、本当にCO₂排出を削減するためにどういうことをすべきか、何が必要か、論議された形跡は見当たりません。これは審議委員の問題というより、市が提出した計画原案と関連資料が、そういう視点が欠けたものになっていたからではないでしょうか。計画の中の資料、グラフを見ると、バイオマスタウン等、これまでの取組を少し強化し、その延長線で実現できる目標としたように見えます。どのような判断でこのような低い目標としたのか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 市では、第4期環境基本計画と同時に策定した牛久市地球温暖化対策実行計画において、2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を2013年度比33.3%減としております。同じ時期に国は46%削減とし、さらに50%を目指すことを目標としております。

国の削減目標については、これまで国が表明してきた26%削減目標では想定していなかった技術革新やハードルの高い普及促進策の導入など、不確定要素を含めたものになっていると思われま。

市では、削減目標を定めるに当たり、そのような不確定要素を盛り込んだ目標とするのではなく、現在の技術等で見通せる対策を着実に実践していくことを前提に、削減見込量を積み上げて目標を設定いたしました。

なお、計画を進める中で、技術革新や国の新たな制度導入などがあった場合は、目標達成の前倒しや目標の見直しなどを行っていただければと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 国の目標46%、不確定要素は確かにあると思ひます。しかし、新しい画期的な技術開発、これはほとんど盛り込んでいないはずで。なぜなら、期間があと8年、それまでに全国的に新しい技術が一気に普及するか、ちょっと信じられないですね。

そういう中で、これからもっと大胆な計画が必要ではないか。今の現実的な、実現可能な技術、今ある技術をもって、もっと大胆な計画、これは様々な提案が研究者をはじめ提案されています。そして、企業もそういうことに取り組む企業が増えつつあります。例えば、全て100%再エネだけで運営する工場を造るとか、そういった計画が大手企業の中でもあります。そ

ういう発想がどうしても求められる。

今の計画をこのままでやっていって、ゼロカーボンシティ宣言で表明した2050年までにCO₂排出ゼロを達成できると思っているかどうか、今の認識をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 こちらにつきましては、先ほど申しましたが、計画を進める中で、今お話もありました技術革新や国の新たな制度導入、こういったものがあれば目標達成の前倒し、また目標の見直しなども行っていく予定としております。

また、今、実現可能な対策の積み上げでこういった目標を掲げておりますが、やはり先ほどお話しした不確定要素、そういった技術革新等をあんまり見込んでしまうと、どうしても皆さんそこに大きく頼ってしまうということもあるかと思えます。そういったことのないように、まず自分たち、行政もそうですが、市民、企業、こういったところに今の状況で確実に取り組んでもらうということを目指して掲げております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 この目標が、国の目標を大きく下回っている。国は2013年度比で46%削減、先ほど言いましたけれども、国際的な基準年である2010年度比で見ると、この46%という目標は42%になるんですね。2013年度のほうがCO₂排出量が多かったわけですから。それでも国際的な批判がありました。昨年のCOP26で、温暖化対策に消極的な国に贈られる化石賞、これを日本は受賞しました。

そして、この国の目標より大幅に低い目標について、ふだんは国の動向をよく検討して、よく見てというふうに答弁がよくされるんですが、なぜこればかりはそれを無視してこうなったのか、どのように捉えているか、お伺いします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 国のその目標を無視したということではなく、先ほどから申し上げておりますように、積み上げで実現可能なそういった目標としておりまして、確実に見込める技術革新等があれば、そういったことで計画の見直し、それから目標達成の見直し、そういったものを行っていくと。最終的に目指す目標数値としてはもちろん、ゼロカーボン宣言しておりますので、同じと考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 環境計画と一緒につくられた牛久市地球温暖化実行計画、この中にはその積み上げの資料がちゃんと掲載されています。その中に削減できる要因としてCO₂排出係数の減が大きな要因というふうにされています。特に産業部門では、全削減量の半分が、

この係数が小さくなることによるものとされています。なかなかCO₂排出係数って何やねんこれと思う方もおるかもしれませんが、電力1キロワットアワーを発電するときにどれだけのCO₂が排出されるかということを表した数値です。ですから、発電方法によってこれは大きく変わります。

さらに、この電力CO₂排出係数は、発電事業者によって、また大きく違います。なぜかという、発電のためのエネルギー源に石油を使うのか、ガスを使うのか、石炭を使うのか、太陽光なのか、そのエネルギー源の種類によって大きく違います。だから、この排出係数があなた任せでいいかどうか。しかし、国は石炭火力に固執しています。新增設と輸出を進めていく、その政策を変えていません。国際的にも、グテーレス国連事務総長は、日本など最も豊かな国々に石炭火力発電の2030年までの段階的な廃止を求めています。ところが、自公政権は、昨年7月21日に発表した第6次エネルギー基本計画素案で、2030年度の発電量に占める石炭火力の割合を、現在の26%から19%にするにすぎません。そうですね、建設計画を押し進めれば、造ってから少なくとも、短くても30年、長ければ50年使うわけです。その間ずっとCO₂を大量に排出する状況が続きます。

そして今、国内で、皆さんも知っているかもしれませんが、横須賀に大きな石炭火力発電所が造られようとしています。そのほか8件、合計9件の大規模な石炭火力の建設が進められようとしています。これでは30年先、50年先、2030年までの半減、2050年までの実質CO₂排出ゼロ。言っていることとやっていること、国は全然違いますよね。

したがって、発電のCO₂排出削減は国の政策を変えさせること、これがどうしても必要です。係数が単に自然に小さくなることだけを期待しては、市の先ほど言いました積み上げ目標値さえも達成できないことになりかねません。

そこで、CO₂排出係数の低い発電事業者を選ぶことが大きな効果を得ることになるのではないか。ただし、まだ、市の施設のような大容量の電力供給が求められるところに安定的に供給できる業者は、そんなに多くありません。ですから、そういった事業者を育て上げる、育てていく、協力していく、そういったことも併せて考えないと、この目標は達成できないでしょう。

そういう点で、今後、例えば今どこと契約しているか。恐らく東京電力だと思うんですが、東京電力はその係数が0.000433だったと思います。この単位はトンです。つまり、1キロワットアワーの電力をつくるのに、0.000433トン排出する、そんな感じです。

ですから、私ごとであれなんですが、我が家の電力は全て再エネ100%で契約しています。東電からもうより1割5分ぐらい、今高いのかな。しかし、それは仕方ない負担だというふうに考えています。日本の中でもっと再エネが普及、規模が大きくなれば、その差もなくなる

はずです。

最近また電力料金が値上がりしましたね。原油の値上がりだとか、日本の円安と、それからウクライナ戦争の影響で。しかし僕は、うちの電力は再エネ100%だから値上がりはせんだろうと思っていたら、ところがどっこいしっかり値上がりしました。不思議でしょう。原油も一切、ガスも一切使っていないはずで、ならばそのからくりはというと、電気の卸売市場、これが、再エネの電力も、石油・石炭を使った電力も、同じ市場の中で取引される。つまり、同じ価格で変動するということが分かりまして、ここら辺でもちょっと制度的な矛盾を感じています。

ちょっと余計な話をしてしまいましたけれども、ですから市は今の電気の契約を見直して、全体を一気にというのは難しいと思いますが、できるところからそういった再エネ中心に行っている事業者に契約を変えるつもりはあるかどうか、検討する余地があると思うんですが、その考えについて伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 市の公共施設関係の電力ですが、現在も東京電力のみということではございません。高圧を使う施設については、いわゆる新電力会社、そちらのほうを活用して経費削減を図ってまいりました。

ただ、今、議員もおっしゃったように、ここに来て原油高騰とかそういったあおりがありまして、新電力会社については、契約の更新とか新たな契約はもうできないというようなそういったお話もいただいているところでございます。

再エネを活用した電力については、うちのほうで電力を購入するに当たっても、市の指名参加願、そういったものもでございます。そういった新エネに伴う電力、供給できる会社があるか、そういったところも含め、内部で検討していきたいと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ぜひよろしく申し上げます。

次に、ゼロカーボンシティ宣言後の取組、検討事項についてです。

ゼロカーボンシティ宣言後、2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指すための新たな取組や検討した事項があるのかどうか、あれば教えていただきたい。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 市では、先ほどから出ておりますように、2020年7月に2050年度までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。

ゼロカーボンシティ表明後に行った取組としては、太陽光発電パネルに接続する住宅用蓄電

池の設置に対する補助や、かつば号の運用見直し、またデマンド型移送サービスうしタクの導入などの公共交通の運用改善などがございます。

また、市では、これまで4期にわたって事務事業における温室効果ガス削減及び吸収作用の保全・強化を進めるための、うしくエコオフィス行動計画を策定して実行してまいりました。今回、第5期の行動計画を策定するに当たり、地球温暖化対策実行計画と計画年度をそろえ、ゼロカーボンシティの実現に向けて、まずは計画期間最終年度の2026年度に温室効果ガスの18.7%削減を目標とし、2030年度には33.7%の削減を参考目標といたしました。

第4期エコオフィス行動計画では、二酸化炭素の排出量を9%削減し、ごみの排出量も微減しましたが、リサイクル率が低下してしまいました。そのため第5期では、さらなる省エネルギーへの取組に加え、教育施設における生ごみの発生を抑え、資源ごみの分別徹底を図ってごみの減量化を進めてまいります。

具体的には、研修や内部環境監査、エネルギー使用量の報告などを通じて、職員の省エネルギー行動やごみの減量・リサイクルを推進します。また、公共施設においては、施設改修や設備更新に合わせて省エネルギー・高効率設備の導入に努めるほか、BDFや木質ペレットの利用促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 市としても、大分この点で努力は続けているということが分かりましたけれども、もう一つの努力というか、今後、市のほか、市内の事業者、それから家庭への施策をさらに充実させていかないと、これは難しいんじゃないかというふうな思いでいます。

先ほど、ごみの話が出ましたけれども、それについては後でまたクリーンセンターのこととの関わりで質問しようと思っておりますが、まず事業者向けの施策についてですが、事業者が排出するCO₂の量を削減するため、もう御承知でしょうけれども、昨日の茨城新聞の1面に、県が事業者の太陽光発電設備導入への支援事業を始めることが記事で紹介されていました。費用の2分の1を県から出すという内容で、思い切ったことをやったなというふうに思いました。財源は国からの特別交付金だったというふうに書いていますが、対象は、自分のところで設置して自分で使う分だけということに条件となっていますけれども、事業者へこれをやる上で、非常に有効な対策だと思います。

市内事業者の省エネ、再エネ設備導入のための支援制度、これを検討する必要があるんじゃないか。いいことは、国でも県のやることでも学びましょう。

それで、この支援制度はやっぱりお金が要ることです。これを単にお金が出ていくということだけじゃなくて、未来への投資というふうな考え方を改めてやっていくことが大事なんでは

ないか。そういう制度をつくることについて、どのようにお考えか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 事業者に向けました削減策といたしまして、大きく分けて情報提供や意識啓発と再生可能エネルギーの利用促進がございます。

情報提供では、国や県、今お話もありましたが、そういった機関の実施する支援制度や優良事例に関する情報を紹介し、意識啓発の面からは、事業者の省エネルギー化を効果的に進めるため、省エネルギー診断の受診あっせんなどを行ってまいります。

また、電気の使用状況を見える化するとともに、データを蓄積してエネルギーの使用状況を最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入を働きかけてまいります。

再生可能エネルギーの利用促進では、太陽光発電の導入だけでなく、BDFや木質ペレットの利用促進、意識啓発等に取り組んでまいります。特に、BDFは再生可能エネルギーの地産地消の観点から、事業者の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

事業者に対する補助に関しましては、もちろん議員おっしゃるように、予算が大きく関わってくることで、市の内部でそういった対策が整って、制度を整えていけるかどうか、そういったところを含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 情報提供、その他様々な事業者向けのことを行っているということですが、やっぱりそういうことをしっかりやる上でも、その担当部門は恐らく新エネルギー対策室だと思うんですが、そこの体制、質の向上、拡充が必要ではないかと思います。ぜひそれは検討してほしいということをお願い申し上げます、次に移ります。

もう一つは、これが大きなことで、なかなかすぐにはできないだろうと思いつつも、あえて質問します。それは、エネルギーの地産地消ということです。

牛久市内あちこちにソーラー発電が設置されて、メガソーラーも造られました。しかし、その多くの事業者は市外の業者で、東京や大阪、そして県内の業者もいるだろうと思いますが、それはせつかくの牛久市のエネルギー、それでもうけたお金、利益は、全部よそへ持っていかれるわけです。これは非常にもったいない。

何でこんなことを言うかという、牛久市の中でそれを循環させることができないか。エネルギーの循環も市内で最大限行う、お金も市内で回す、市内の業者が。そういう業者の育成、設置、そういうことができないか。そして、先ほど言った市の主要な施設のほとんどが、そういったところから受電する。そういったところに供給してもらう。市の税金がそのまま市の事業者、そして市民のところそのまますっという、外へ逃げていかないんですね。それは、

いい経済循環を生み出すと思います。こういう大きなプランも考えていいんじゃないか。でないと、そういう目標はなかなか達成できない。そのためにお金がかかります。それは先ほども言いましたように、未来への投資であり、市民も納得してくれるんじゃないか。

その際に、国のほうは地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、そういった制度をはじめ、もう五十幾つ、数十のそういう補助制度、支援制度を出しています。牛久市ではとても使えないという内容のものの中には大分含まれていますけれども、これはそれぞれの地域の特性に応じた、合わせたエネルギーの在り方を検討していく、それを推し進めること。こういった補助率が大体どのぐらいか、さっと目を通しただけですが、3分の1から、多いのでは3分2ぐらいまであります。そういったものも最大限利用してやっていると。

そういう大きな大胆な計画プランについて、今後検討、調査研究する考えはあるかどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 再生可能エネルギーの地場産業化、こちらにつきましては、今後の課題としまして、情報収集を行ってまいりたいと考えております。そういったことで御理解いただけますようお願いいたします。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 市内の業者には、そういったことも含めて、今この環境問題、再生エネルギーの問題、自分の仕事としても、事業としても、何とかできる方法はないかと考えている業者はいます。

この前、商工会で産業技術総合研究所の研究者、環境問題の研究者を呼んで勉強会をやったということもあります。そういった人たちと、やっぱり力を合わせるといって、借りる。そしてお互いウィン・ウィンの関係で進めていくことを、今後もすぐにはなかなかいかないと思いますが、情報を集めて調査研究をぜひ進めてほしいと思います。

そして次に、家庭でのCO₂の削減についてです。

この点では、いろいろな雑誌、メディアで紹介されているので、皆さん常識として知っているだろうと思っているんですが、案外簡単にちょっとしたことを知らないんですね。正確な情報でないものがありますから。ですから、例えば今、市のホームページのサイト内検索でエネルギーと打ち込んでみると、市の政策、市の計画、そういったものはずらずらと出てくるんですが、省エネの知恵とか、そして有効な利用できる制度とか、そういうサイトが出てこないんですね。ぜひ誰が見ても分かるような形にしてほしい。あわせて、ネットを使えない人たち向けにも広報する、そういうことを検討してほしいと思います。

例えば大きな誤解をしているケースでは、エアコンの使い方。除湿のほうが冷房よりも消費

電力が多いということを知らない人が非常に多いです。案外、体感で感覚的に見ると、同じ温度じゃなくて、除湿で温度を高め、そしてもっと低い2度か3度ぐらい違う冷房にしても、除湿のほうが消費電力は多くなるんです。こういうことを知らないという人は相当います。

例を挙げれば、そのほか熱源の使い方、給湯器、水を流しっ放しにしながら食器を洗うとか、そういうほんのちょっとしたことの積み重ねが家庭でのCO₂削減に多く役立ちます。そういったことを、いろいろな形で知らせていくことを進めてほしい。

それから次に、市の省エネ機器や再エネ設備への導入への補助。先ほど蓄電池の導入に対して、家庭用のやつでもあると思うんですが、これはたしか県の制度が基ですよ。僕の誤解だったらすみません。やっぱり県の制度でも、いいものはいいから、ただ金額が少な過ぎるんですよ。例えば、燃料電池の導入。燃料電池といってもなかなか分かりにくいので、実は製品名を言ったらみんなすぐぴんとくるんですが、あんまりそういう商品名は言ったらあかんよと言われているので、これは主にガスが多いんですが、ガスを燃料として発電する。燃やすんじゃないんです。ガスを酸化させる、酸素と結合させる、そういう過程で電気が生まれることが分かっていますから、そうやって電力を使う。当然熱が発生する、それを給湯に使うという、そういうシステムです。こういうとエコ何とかという商品名がすぐ頭に浮かぶと思うんですが、これについては導入に家庭用で大体100万円ちょっとぐらい要る。しかし、県の補助金はたしか10万円でしたよね。10万円なかったかな、9万円ぐらいしか出ないんです。そういったことに対して、やっぱり市としても非常に効果がある、省エネ効果が大きい、そういったことに対しては、その上乘せをすることも検討してはどうかと思います。

そのほか、かつて以前は、家庭用、屋根の上に置く太陽光パネルについても補助制度がありましたよね。今はないようです。これも復活させるとか、そういった考えがあるかどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 家庭に向けた施策といたしましては、国や県の実施する支援制度や優良事例に関する情報提供にこれからも取り組んでまいります。

家庭用燃料電池システムエネファームや、太陽光発電パネルと接続する蓄電システムに対する補助を継続・拡充ができるよう努めるとともに、その他住宅用環境配慮型設備についても検討してまいりたいと思います。

さらに、ホームページや市の広報紙、FM-UUなどを使用した情報提供、そして出前講座の実施、かっぱメールで節電やごみ減量についてのミニ知識を皆さんにこれからお伝えし、様々な手段を通じて情報提供と意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 ぜひこれからも前向きな検討をお願いして、次の質問に移ります。

市内の牛久市の施設で最も多くのCO₂を排出しているのはクリーンセンターです。約半分ぐらい。この半分という数字には、学校の分がたしか入っていないんですよね。それをやって計算し直そうかと思ったんですが、諸般の事情で計算できませんでした。

それで、このクリーンセンターのCO₂排出量を減らすというのは、やっぱり大きな効果を生み出すはずですが、本当は建て替えが一番大きな効果が出るんですが、まだつい二、三年前に設備の大改修をやったところなので、そんなことはとてもできない。聞くとところによると、あと10年ちょっとぐらい先かなという話になっているようです。その際、今のより高効率の炉を造る、そういうことは当たり前ですが、さらに排熱利用、排熱による発電、それから排熱による給湯、その他様々な熱利用があると思うんですが、そういうことも組み込んで今後計画していただきたいと。

それで、先ほど部長からの答弁の中にあったごみの問題です。やっぱりごみを減らすことがクリーンセンターのCO₂削減に一番効果があるわけですから、特に焼却ごみ、生ごみ、これをいかに減らすかということです。

実はこれはテレビ番組で紹介されていたのですが、広島のある市で、ごみの分別を徹底して、24種類に分けるという報道、紹介がありました。先ほど、エコオフィス計画では、数えたら、それよりもっと牛久市でもやっているんだと。エコオフィス計画の中では、同じくらい二十何ぼの分別をやるように書かれています。そして実践しているということ、これはいいことだなと思いました。そして、その広島のある市というのは、中心になってやっているのは市民が立ち上げたNPO法人、そしてこの十数年の間、一気にそんなのが市民の間に徹底するはずもないんですが、十数年かかって市民の間に浸透して、ごみの減量が何と半分ぐらいになっている、そんな例もあります。

同じく広島ですが、広島市は家庭ごみ分別50音事典_indexというものをホームページ上でも公開し、発行もしていると。そのことでごみの減量を図ることが行われています。こうした例もありますので、ぜひ参考に、いろいろな例に学んでCO₂削減を進めることも大切ではないでしょうか。

牛久市の中でもごみで悩んでいるところがあちこちにあります。例えばひたち野では、ごみ集積所が散乱して、毎回掃除が大変だという声を聞きました。それも分別し、量が減っていけば、だんだん少なくなってくるだろうと。

もう一つ思うのは、実際に皆さん、私もそうですけれども、ごみ捨て、ごみを出すときに見ると、生ごみというのは、あのごみ袋の中のほんの1つ、45リットル入りのこのくらいしかないんです。あとは全部プラごみです。食品包装が圧倒的に多いですが、ここの改善、これは

市だけでやれるはずがないことは承知していますが、市がリードしているんなところに、そういうこともやっぱりやる必要があるんじゃないか。

それで、プラごみについての再利用、要するに食品包装されたもので汚れていないものは、そのまま再利用やリサイクルに回せる、そういうことも先ほどの分別を徹底しているところではやっているようです。そういったことについて、今後も、確かに市民に負担をかけて、分別を厳しくすると不法投棄が増えるという意見も一部にはあるんですけども、こういったことについて今後進めていく考えがあるかどうか、伺います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 ごみの削減につきましては、家庭における生ごみ、可燃ごみの約40%ということで数量を出させていただいています。こちらの減量化を促進させるために、現在も生ごみ処理容器、機械のほうと両方、購入や修繕に対しての補助をしており、徐々に利用者も増えてきているような状況となっております。今後もさらに周知を図って、生ごみの減量にも取り組んでまいりたいと思います。

また、ホームページや広報紙において、ごみ減量や分別による資源化に関する情報を定期的に行っております。先日の6月1日号において、生ごみ減量のテクニックとして紹介したり、そういったことも含めて周知活動も行っているところであります。

もちろん市で行っておりますエコオフィス行動計画、こちらの中でそういった分別にも取り組んでおりますので、そういったことも含め、市民の方にも広く周知して啓発活動を行っていききたいと思います。

また、今年の4月1日、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というのが施行されまして、事業者に関しては一部分というか、製品は決まっておりますけれども、再利用とかの義務化がうたわれております。

ただ、この法律においても、市町村についてはまだ努力義務という形になっておりますが、この辺につきましても、牛久市においても、ペットボトルとか発砲スチロール、白色トレイ等については、今も分別収集しているところなんですけれども、そのほかのプラスチックについても、今現在そういった処理処分をやっていただける業者のほうへ視察に行ったり、そういったところで、プラスチックの分別についても前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 残り時間が少なくなってきたので、ちょっと早口でいきます。

次に、観光アヤマ園についてです。

先日、市民から、アヤマ園がひどいことになっていると聞いて見に行きました。駐車場から

ちょうどアヤメ園に入る階段の下にコンパネが4枚敷いていてあったんですね。しかも、もう腐り始めていると。それは、想像するに、地面がぬかるんだり状態が悪いのでコンパネを敷いたのだらうなど。しかし、何年前だろうかと。そのコンパネは、仮設とか、ほんの一時的なものならいざ知らず、観光施設でこんなことはあり得ないですよ。非常にみすばらしく感じました。

そしてもう一つは、アヤメ園をずっと眺めて中を歩いてみたんですが、3割ぐらいが、アシとかほかの植物に侵食されて、アヤメがちゃんと育っていないんですね。なぜこんな現状になっているのか。このことはどういうふうに捉えているか、伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 昨日、市川議員に答弁したとおりでございますが、ハナショウブが思うように開花しない状況が何年も続いている最大の要因としましては、連作障害が挙げられます。

ハナショウブをはじめアヤメ科の植物は連作障害の傾向が強く、毎年満足できるような状況を維持するには、土壌の入替えや植え土の天地返し、三、四年ごとの植え替えなど、かなりの努力が必要であり、また水田跡である当園の環境につきましては、ハナショウブには適さず、改善の必要があります。

また、アシの繁茂による土壌の侵食の懸念につきましては、アシを根から根こそぎ引き抜いてしまうですとか、土壌の入替えを行うことが必要となります。

また、入り口付近のコンパネについても承知はしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 昨日の同僚議員への答弁の中でも、連作障害のこと、3年ごとの天地返し等々、答弁の中にあります。

それで、聞くところによると、委託先が入札による選定になって、委託先が変わったということを知っています。これはいつからなのか。それと、その経過と入札による選定を行うことにした理由、それを伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 アヤメ園は、平成16年度までは指名競争入札により造園業者に委託しておりましたが、アヤメの開花状況が芳しくなかったことがきっかけで、平成17年度にNPO法人に随意契約で管理を委託しました。

NPO法人は、農薬や除草剤を使わずにアヤメ園を再生させることができたため、その実績から随意契約により継続して委託してまいりました。しかしながら、年月が経過するのに伴い、

アヤメが思うように開花してくれなくなり、またNPO法人のスタッフの高齢化に伴う作業効率の低下により、必要人員数の増加に比例して人件費が上昇傾向となり、委託費が年々増加し、平成22年度に589万円だった委託費が、10年後、令和元年度には831万円と10年間で1.4倍に増加しております。

そのような中、予算規模から見て随意契約はふさわしくないのではないかと指摘があり、また全庁的に見て高騰し続ける委託料の抑制に努める必要があったため、令和2年度に当該NPO法人を含めた指名競争入札に改めたところ、造園業者が落札したというのが経緯となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 その入札の際に、参加資格として、アヤメの育成実績があるのかどうか、そういう条件は入っていたでしょうか。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 アヤメの育成実績というのは、条件には入っておりませんでした。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 幾ら造園業者であっても、やったことのない植物を扱うのは相当難しいと思います。農業でもそうですよね。育てたことのない野菜、それを育てるというのはすぐにはできない、これは当たり前のことなんです。そういう経験のないところが落札したと。

時間がないので次に進みますけれども、先ほど言いました連作障害、そしてそのほかに、アヤメは、先ほど3年ごとと言いましたけれども、3年ごと同じようなテンポで株分けもちゃんとしっかりして、植え直しをしないと育たない。それと、次長が言ったように天地返しですね。連作障害を防ぐには、そういったことが必要になってきます。

それと、やっぱり先ほど状況のところで言いましたけれども、ほかの植物、アシなんかは、刈っても駄目なんです。もう根こそぎきれいに取らないと、すぐにまた生えてくると。そういうことが、この契約の仕様書に入っていたのか。あるいは……

○杉森弘之 議長 北島 登議員に申し上げます。残りの時間が短くなってまいりましたので、簡潔をお願いします。

○13番 北島 登 議員 そういうことが、仕様書の中に入っていたのか。また、マニュアル化されたようなものがあったかどうか、それを伺います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 まず、株分けにつきましては、エリアを3つに切りまして、3年に1度株分けをするということで仕様書にうたっております。

それと、アシを抜くというのは、仕様書の中では明確にはどうか、こちらはうたっておりません。

それと、天地返しについては、天地返しということではなく、こちらは土壌改良ということで、土壌改良については株を掘り取った際に土壌を掘削し、有機質の土壌改良剤を入れて耕うんするというような仕様になっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 北島 登議員。

○13番 北島 登 議員 確かにそのNPO法人はちゃんと作業報告書等々、いろんな形で報告を出していたというふうに伺っておりますけれども、それと比較して、きっちり現在の受託した業者の指導を、やっぱり強めるべきではなかったかというふうに思います。

実際にアヤメ園、以前、最盛期には観光バスも来る、出店も出るという、そういうにぎわいを見せていたようです。僕は残念ながらそういうことを見ていないんですが、城中、新地の一带は、昨日の答弁の中にありましたが、観光エリアとして、その中でのアヤメ園、これはやっぱりちゃんと位置づけて、しっかり維持していく。そのために、様々な努力、見直しが必要ではないかと。

今後、何とかアヤメ園を復活させることをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 答弁は要らないんですか。（「答弁は結構です」の声あり）

以上で、13番北島 登議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時45分といたします。

午後2時37分休憩

午後2時47分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。今回は、3項目についてお尋ねをいたします。

まず初めに、個人情報保護についてであります。

質問の趣旨は、自衛隊員募集に必要だとして、自衛隊の求めに応じて、少なくない市町村で、防衛省の自衛隊員募集の事務に協力して、適齢者の氏名や住所等の個人情報が提供されると聞いているからです。市民からも、個人情報の提供をしないでと問合せがございました。

問題として考えられるのは、1つには個人情報との観点、2つ目には自治体と国との関係の観点、3つ目には提出先が自衛隊であるという、この3つがあります。

2019年にこのような問題を一般質問で取り上げましたときの答弁では、住民基本台帳の閲覧のみとしておりました。現在も同様の対応に変わりはないか、お尋ねをいたします。

また、過去に自衛隊員募集事務の担当者の方が来庁し、閲覧の請求をした内容、そして期間、何人で来られたのか、実績についてお尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

例年、自衛隊茨城地方協力本部長から、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報に関する資料の提供依頼があり、今年度につきましても、令和4年4月19日付で依頼を受けております。

本依頼に対して当市では、紙媒体や電子媒体での資料の提供ではなく、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧により対応しております。閲覧は、牛久市住民基本台帳の閲覧に関する事務取扱要綱に基づき実施しており、閲覧した情報は、指定の閲覧用紙に転記することとなっており、機器による撮影や複写は認めておりません。

昨年度の実績は、6月9日から6月16日までの間の計4日間に、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの子供、計807名の閲覧が行われております。

なお、自衛隊のほうからは1人の方が閲覧に来ておまして、内容については4情報です。住所、氏名、生年月日、性別の閲覧を行っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 近隣の自治体では、閲覧のみで対応しているのは牛久市だけだと、このようなことも聞きましたが、個人情報を守るという観点からは自治体の役割を果たしているというふうに考えます。

今の御答弁では、閲覧用紙に記載して、機器による撮影とか、複写は認めていないということですが、最終的に閲覧して記入した書類の処分などについて、市はどのように確認をしているのか、伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 例年、自衛官募集の通知を自衛隊のほうから発送した後、おおむね7

月中にシュレッダーにより裁断処理をしていると伺っております。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、シュレッダーで処分をしていると聞いているということで、その内容については、確認とか聞いているということで了解を得ているというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。分かりました。

今、先ほど質問で言いました閲覧のみとしている自治体は、この近隣では牛久市だけというふうに聞いているんですけども、この閲覧のみとしている根拠についてお尋ねをします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づいて本依頼を受けているわけですが、個人情報提出する方法、これについては市町村の判断に委ねられております。そのため、住民基本台帳法第11条第1項、法令で定める事務の遂行のために必要である場合というところを根拠に住民基本台帳の写しの閲覧を請求することができるという規定がございますので、これに基づき閲覧としているということでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、閲覧のみとしている根拠をお聞きました。

今、次長の答弁でもありました住民基本台帳法の11条の第1項が定めます住民基本台帳の一部の写し、この国への提出が、自衛隊法第97条の1項の市区町村長が自衛隊募集に関する事務の一部を行うと定め、防衛大臣が市区町村長に募集に必要な資料の提出を求めることができるとする、この同法の施行令第120条に基づいて可能であるとしたものです。

こうして自衛隊法を根拠法令とするという解釈を通知で示していることは、住民基本台帳の一部の写しを提供することにつきまして、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとしたものと理解をするものです。

かねて多くの市区町村が、自衛隊法第17条の1項を根拠として、隊員の募集のために広報活動をはじめ幾つかの協力を行ってきたとしても、この協力と住民基本台帳法に基づく事務処理は混同してはならない、このように私どもは考えます。

また、住民基本台帳法第11条には、市区町村によります目的外の利用、まして外部提供についての定めがありません。したがって、自衛隊の協力要請を受けたとしても、住民基本台帳法のどの条項を取っても、それを根拠に市区町村が住民基本台帳に記載された個人情報を提供できると解することはできないのであります。しかも、防衛省及び総務省の通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言だとされておりまして、たとえこれに応じないとしても市区町村には不利益な扱いがされないことは言うまでもございません。

このように、牛久市の対応というのは、法令に沿ったものだということに私どもは理解をするものでございます。

そして、もし仮に他の自治体と同様に、閲覧ではなく紙媒体の情報提供を求められた場合、このような対応は牛久市としてはどうされるのか、お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 本市におきましても、他市町村と同様に求められておるところでございますが、閲覧という形でお願いしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、今の御答弁では、たとえ情報提供を紙媒体等で求められたとしても、閲覧のみで市としては対応していくということで確認をしたいと思います。

そして、今回の問題は、市の個人情報保護条例、この扱い等はどうか伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 牛久市個人情報保護条例第10条第1項では、個人情報の利用及び提供には一定の制限が設けられておりますが、法令等の規定に基づくときは提供することができる旨、規定されておまして、本件につきましては自衛隊法施行令第120条ですが、法令に基づき提供するものでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 一般的に個人情報保護条例というのは、自治体が保有します個人情報の利用等に適正な取扱いを義務づけています。そしてまた、住民の人権保障、また公正なる運営に寄与するものとして定められております。それゆえ、個人情報につきましては、実施機関によります収集から外部の提供まで、情報管理を厳密に制限している、このように言っております。

今、法令等の定め、そしてまた公益上の必要、例えばこういうようなことが行われた場合、市の個人情報保護条例との関係がどうなのか、その辺を確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 個人情報保護条例上、特に問題ないと解釈しておりますし、また住民基本台帳法上も、総務省からも特段の問題が生ずるものではないという見解がございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 法令に定めがある、それと特段に今問題ではないということなん

ですが、他の市町村で閲覧ではなく紙媒体、またデータ等で提供しているというときは、その中に除外の本来の目的外での提供を例外的に容認する旨、そのような規定が法令の定めの中にできた場合には断ることができない、このように理解をするものなのですが、牛久市の場合はこれに当たらないと思います。

それと公益上の必要性というところも、外部の提供について、いろいろと制限がかかっているんですけども、公益上必要がある、このように認めるときには、この情報を提供している、いろいろな市町村でもあると思いますが、牛久市は、公益上必要があるような状態になったようなどきにはどのように対応していくのか伺います。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 法令等の改正があった場合に、その法令に基づいて対応していくということになると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 法律にのっとっての行政運営ということではあると思うんですが、他の自治体で、やはりこういう情報を提供しないでほしいというような御意見などもたくさん届いておまして、その場合に、この情報を提供するのに、提供しないでほしいという場合には、その部分を除外して提供するという、そういうような条例を改正してやっている自治体等もありますので、今回、自衛隊に4情報、しかもこれは18歳、そして適齢者、適正者というんですか、18歳と22歳の分を提供するということなので、今、次の質問に関係するんですが、成年年齢との関係もあります。

18歳といえば、本当に高校卒業したばかりのそういう方たちの情報が、こういうような形で自衛隊に提供されるということは、やはり慎重の上にも慎重であってほしいと思いますので、現在の閲覧という形をどうぞ進めていっていただきたいと思います。

次の質問です。成年年齢の引下げについてでございます。

民法改正によりまして、4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。今まで成年年齢は20歳とされておりました。4月からは改正により18歳となりましたが、近年、公職選挙法の選挙権の年齢が18歳になるなど、国政に関する重要な事項の判断にも18歳、19歳を大人として扱う政策が進められております。こうした政策も含めて、市民生活に関する基本法であります民法においても、18歳以上を大人として扱う、これが適当ではないかと議論が重ねられております。そして、世界的にも成年年齢を18歳に引き下げることが主流となりました。

しかし、年齢だけを大人扱いにしても、様々な点では未熟な部分が置き去りにされてしまう

のではないかと、大変危惧するものでございます。一番身近な例としては、契約関係があります。今まで、携帯電話の契約に際して、18歳では親の同意が必要でしたが、4月からは自分の判断で購入することができるようになります。また、一人暮らしをするためアパートを借りる、ローンを組んで自動車を購入する、10年有効のパスポートの取得や公認会計士などの国家資格に基づく職業に就くことや、性同一障害の方が性別の取扱いの変更審判を受けることもできるようになります。つまり、20歳になったらできることが、4月からは18歳になりました。

また、18歳にならないとできないこと、それは例えば飲酒、ギャンブル、喫煙など、定められております。

3月までは、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則的に契約を取り消すことができるとされておりました。これは、未成年者取消権といい、未成年者を保護するためのもので、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしてまいりました。ところが、今回の改正によりまして、4月からはこの未成年者取消権を行うことができなくなります。言葉巧みに誘われ、社会経験が少ないために、よく分からないまま契約をして被害に遭うのではないかと、このような心配をするものです。被害が発生してからは、市ができることは、相談窓口の体制を充実させていくしかございません。

市の消費生活センターの過去の相談事例、またそのときの対応、弁護士や関係機関への連携状況、周知方法についてお尋ねをいたします。

さらに、小学生、中学生、義務教育学校の高校生などを対象とした主権者教育、消費者教育は重要であります。さらに、社会教育としても取組が急がれております。成年年齢が引き下げられたことによります影響と環境整備について、市の考えをお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 民法改正によりまして、本年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、大人として契約行為ができるようになったのと同時に、責任も負わなければならないと、この年齢層をターゲットにした消費者被害の増加が危惧されているところでございます。

消費生活センターでは、FM-UUで毎月第4水曜日の午前11時15分から15分間の番組で、消費生活センター情報をお届けしています。今年1月に同番組で成年年齢の引下げについて説明し、携帯電話の契約、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、ローンを組む場合など考えられるトラブルを紹介して注意喚起を促したのを皮切りに、2月には広報うしくに同様の内容の記事を掲載、5月の広報うしくでは特集記事として見開き2ページを割いて、注意喚起とトラブルに巻き込まれた際の相談窓口として当センターの紹介をしています。

また、5月は消費者月間であることから、市役所1階に「18歳から大人に！」をテーマにパネル展示を実施しました。従来行ってまいりました成人式での注意喚起チラシの配布も継続してまいります。

昨年4月から、これはまだ成年年齢18歳になる前なんですけれども、昨年の4月から現在までの相談状況を見ますと、若年層、17歳から22歳までの相談件数は約1年間で18件ございました。内容といたしましては、スマホ料金、ゲームアプリ、オンラインゲームの課金のほか、海外カジノビジネスなどもございました。いずれにしましても、この機に乗じて、いわゆる悪徳業者が知識や社会経験のない若者を狙う可能性は極めて高いと思われますので、継続して注意喚起を行い、トラブルが未然に防げるように努めるとともに、トラブルになってしまった案件については、解決に向けて有資格者の相談員が相談者に寄り添ってまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 学校のほうの取組をお話したいと思います。

成年年齢の引下げによって、一人で有効な契約をすることができる年齢や親権に服することがなくなる年齢、婚姻開始年齢の変更など、子供たちを取り巻く環境が変化しています。

現在の小中学校の教科書内容において、それに関連する内容としては次のような単元があります。ここで、先生方の工夫によって成年年齢の引下げを扱うことができます。

小学校5年生の社会科ではオンラインゲームの高額課金の問題、中学校3年生の社会科では契約の未成年取消権やクーリングオフ、小学校6年生の家庭科ではプリペイドカードやキャッシュカードなどの商品を購入する際の様々な支払い方法について、中学校1年生の家庭科ではインターネットオークションや通信販売での詐欺などについて学んでいます。

また、成年年齢の引下げに向けて、中学校の教科書には、2022年4月からは成年年齢が18歳になることが付け加えられ、18歳でクレジットカードをつくり利用できるようになることも記載されるなど、子供たちが自分事として学習できるような工夫がされています。

また、消費者庁は、社会への扉という12のクイズを通して自立した消費者について学べる教材を作成しています。文部科学省は、消費者教育アドバイザーを無償で派遣し、アドバイザーの助言を受けながら授業づくりを行う事業を行っています。今後は、これらの事業を学校に紹介しながら、成年年齢の引下げによって子供たちに不利益が生じないようにしていきます。

一方、生涯学習課ではいきいきライブ講座として、今年度から「18歳の大人になって、親子で話し合いたいお金のこと」という講座を設けました。ライブプランナーとつなぎながら社会経済を学びます。こうしたことを通しながら、家庭や地域を巻き込んだ教育も大切だと考えています。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 市の消費生活センター、そしてまた小学生、中学生、学校での取組等は確認をしました。

市の取組は、先ほどの御答弁であったホームページ、広報紙、それからFM-UUなどでも発信をされているということなんですけれども、そういうふうに繰り返して情報発信をしても、みんながそれにちゃんと対応できているかということ、やっぱり情報から漏れる方、被害に遭ってほしくないし、また加害者にもならないようにするためには、特に消費者契約の重要性、また消費者の権利と責任、そしてまた今答弁にもありました若者に多い消費者被害、これを救済するための消費者の契約法の改正とか、全国共通3桁の電話番号、消費者ホットライン188、このような周知なども必要となるのではないかと思います。

今、これだけ発達した情報社会です。欲しい情報が入手しやすくなるということは、反対にこちらの情報が相手にも届いて、一度拡散されてしまうと取り消すことが大変難しい、リスクを伴うということなどが発生し、本当に被害に遭わないための教育が繰り返し必要となっていると思います。

今、先ほどの教育長の答弁にもありました子供たちの中でのオンラインゲームの課金、そういうような問題もありますが、今、国では、消費者教育に入るのかどうか確認は、あれじゃないんですけれど、国を挙げて貯蓄から投資へという、そういうような国の方向性が盛んに今、マスコミで取り上げられています。

現状は、私たちも含めてなんですけれども、こういうふうな物価高騰の中、賃金が上がらないで、貯蓄どころか、そういう投資に回すお金がほとんどない、そういう意見なども聞いております。しかし今の進んだ情報社会、簡単な手続で投資に向かうよう、そういうような宣伝が盛んにされております。よく携帯電話のアプリで申し込む、例えば500円から簡単に参加ができる投資、そしてポイントを使って株券の購入も可能だということです。そういうような、子供たちが日頃、携帯電話でいろいろ使い慣らしていると思いますけれども、本当にちょっとしたことで被害に関わってしまうようなことがあるのではないかと思います。子供たちがそういう社会経験が不足をしている、未熟なために、悪徳商法の被害に遭わないようにするため、もう少し詳しく消費生活センターの取組か、さもなければ学校の取組も、両方とも関係すると思うんですが、もう少し詳しくこの取組についてお尋ねをしたいと思います。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 まず、消費生活センターの取組なんですけれども、もう少し詳しくということなので、PR活動というか、広報活動としましては、毎月1日号の広報うしくに消費生活センターのコーナーをいただいて、そちらで毎月発信をしております。

す。

それと、FM-UUは先ほど御紹介しましたとおりなんですけれども、月1回の消費生活センターのコーナーがありまして、そちらで発信しています。こうしたコーナーを使いまして、必要に応じて成年年齢引下げになった18歳から20歳、その新成年の皆さんに対しての啓発というのは、今後も必要に応じて行っていきたいと考えております。

それと、こちらは生涯学習課と提携しまして、来年1月15日の成人を祝う会の出席対象外、18歳、19歳の皆さんに告知物を送付する予定にしています。こちらは生涯学習課の事業として行うということで、PR活動はさらに充実していきたいと思っております。

それと、万が一被害に遭ってしまったときなんですけれども、牛久市消費生活センターでは、国家資格を持つ相談員が2名体制で相談業務に当たっております。同センターの役割としましては、消費者の権利の尊重と自立のための支援ということで、内容といたしましては、まず消費者が商品やサービスを選択する際に必要な情報を提供すること。そして、消費者が受けた被害の問題点を事業者指摘してあげることによって、適切に救済を目指すということになります。相談員は、立場の弱い消費者と、組織で闘ってくる事業者との格差を踏まえた上で、実質的な公平性を確保しながら、双方の話を聞いて解決を目指していくというスタンスで相談を行っています。

18歳の新成年の方からの相談についても、基本的にはスタンスは同じなんですけれども、知識や社会経験を考慮いたしますと、通常の成人よりも聞き取りや説明、助言について、より丁寧に寄り添って分かりやすくしてあげる必要があると思われれます。もしかしてこれが生涯で初めてのトラブルになってしまったという可能性もありますので、どれだけ不安になっているか分かりません。当センターの相談員から見ますと、新成年は相談員の子供世代に当たりますので、当然トラブルの解決を支援するのはもちろん、二度と同じ間違いを繰り返さないように指導することも貴重な責務であると考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 次長のほうからも、生涯学習課のほうで、来年の1月15日、たしかこれは成人式がどういうふうになるのか、18歳、19歳には告知物をお渡しすることなんです、今までの成人式だと二十歳ということなんです、そうしますとそういう形が変わってくるのかどうか、その辺をもう一度確認をしたいと思います。

それと、消費生活センターのほうでは、先ほど18件のこんなような相談がありましたよということなんです、深刻な相談には弁護士とか、そういうような専門家との相談を引き継ぐということも必要だと思いますが、そういうような事例は今まであったのかどうか。トラブル

が解決できないで、そういうようなところにまで発展した事例があるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 成人式の御質問ですが、これまでは二十歳になりまして、1月の成人の日の前後に成人式という形で実施しておりました。

今回18歳成人になったことによりまして、同じ二十歳になった方を対象に、二十歳のつどいという形で、二十歳になった方を対象に式典が行われます。そうしますと、今回新しく成人になられた18歳、19歳の方への成人になったんだよということのメッセージを届けるために、今のところ6月中に予定しておるんですけども、市長からの二十歳の成人を祝うメッセージとともに、先ほど申し上げたような二十歳になったことによっていろいろ変わる法的な内容とか、契約上の問題とか、そういったものを紹介したパンフレットを同封させていただいて、今回18歳、19歳の方を対象に発送させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 大徳通夫環境経済部次長。

○大徳通夫 環境経済部次長兼商工観光課長 消費生活センターで解決ができなくて、弁護士に引き継ぐことはあるのかということなんですけれども、先ほど御紹介した若い世代18件につきましては、弁護士に引き継いだ案件はないように記憶しているんですけども、やはりマンションを契約したとか、大きな案件で、詳しくは申し上げられないんですけども、自己破産になるとか、そういった形で弁護士さんに引き継いだというようなケースはございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、これだけ情報が発達した中で、いろいろと新聞にもぎわっております持続化給付金の詐欺、なぜそのようなことが起きるのか、いろいろと被害の状況が分かるにつれて、いかに若い人たちをそういうようなものに誘い込むものが、あらゆる場所であるということが大変心配するものです。未来ある若い人たちがそういうような犯罪に手を染める、そのようなことのないように、学校もそうですし、市のほうでも情報発信、そういうようなことをぜひ続けていっていただきたいと思います。

続きまして、次に3項目めが、地方創生臨時交付金を活用し、学校給食等への物価高騰対策についてであります。

御承知のように、4月ぐらいから物価が高騰しています。特に、ガソリン、原油価格、物価高騰が日々の暮らし、市民の暮らしを圧迫しているということが、実際に起きています。

文科省の通達もあると思いますが、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策で

は、学校給食の負担軽減について、地域の実情に応じ、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、必要な支援を迅速に行う。このような文科省からの通知が教育委員会のほうにも届いていると思います。

原材料の価格が高騰し、本当に物価が値上がりし、市民生活にも影響が出ております。特に、子供たちの命を守る食である学校給食への影響が心配されます。学校給食につきましては、いつ頃からこのような物価高騰の影響が出始め、現在はどのように対応しているのか。また、市の対応としては、コスト削減の工夫などされているのか。さらに、物価高騰により、市の負担、これも増えているのではないかと思います。今申し上げました国からのコロナ対策としての補助金も出ていると思いますが、これらを活用してどのように物価高騰対策を考えていくのか、お尋ねをします。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 2020年基準の消費者物価指数を見ますと、食料の値上がりは、本年1月あたりから急激な上昇が表れておりました。実際感覚とも一致しております。今年に入ってから、主食のパンをはじめ幾つかの品目で値上げを行うという通知が寄せられておりました。値上げ幅としては、7%台から、また多いものでは33%というものもございます。

これまでも一時的な食材の高騰はございましたが、その都度、各小中学校等に1名配置した栄養士の工夫で、影響を抑え乗り切ってまいりました。例えば、豚肉を鶏肉に替えたり、油の高騰により揚げ物料理を減らしたり、ドレッシングを手作りしたり、デザートは蒸しパンを手作りしたりとか、様々な工夫で価格を抑えながらも栄養バランスと量を落とさず、おいしい給食を提供できるよう努力してまいりました。

しかし、このまま物価高が継続していくと、現場の工夫により食材費を抑えていくことにも限界が見え始めてまいります。これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食を子供たちに提供するためには、緊急の対策を取る必要があると感じておりました。

このような考えから、市といたしましては、学校給食の食材に関しては、今起こっている原油価格等の高騰をはじめとする急激な物価高騰については、保護者の負担を求めることなく、公費を投入して対応を考えておりました。

このような中、国から、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設したので、これを活用し学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取組を進めるよう通知がまいりましたので、臨時交付金を活用して対応してまいります。

私も先月、この臨時交付金を受ける前に、中根小学校、私も年間に数回、授業を拝見しながら、そして給食を、あるときは生徒と、あるときは教育委員会の皆さんと食事をします。そのとき栄養士の方が私のところに来まして、非常に今、給食が厳しいという話を受けました。そうですかと、先生はそういうことに気を遣わずに、子供たちにおいしい料理を作ってくださいと、私はそのとき申し上げました。その帰りに、教育長、また関係職員に、対応するよと言ってまいりました。

私も、コロナ禍のときであっても、もし何かそういう緊急である場合、それからこのような物価の異常な高騰があれば、各部で自分で判断して速やかなことをするようにと私は指示しておりました。そういうことで、僕がそう言ったところで、この臨時交付金 came たので、ちょっとほっとしましたけれども、でもやはり子供たちには、保護者に対しても負担をさせないというのが、子供たちの教育、そしてこういう時期だからこそやっぱり保護者に負担をかけないようにするのが、私はベストの対策、方策だと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、市長のほうから、公費の投入をされるという、子供たちにとってありがたい答弁がありました。ということは、つまり食材費の上昇分について公費負担ということで考えていいのかどうか、その辺を確認したいと思います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 今扱っている給食費の過剰分は頂かないということです。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 物価高騰によりまして、食材費が本当に上がっています。私も野菜等を見ましたら、タマネギが1つ135円なんて本当にびっくりするぐらいの値段で、いやいやこれは大変なことだ、子供たちの食はどうなるんだろうと、タマネギ一つとっても思いますので、それ以外についても、栄養士さんをはじめ、いろいろ工夫されているんだと思います。

今、私ども資料がありますので、その辺だけ確認をしたいと思います。内閣府によりますと、2021年度の補正予算で、地方単独事業分1兆円、これは都道府県分が5,000億円、市町村分が5,000億円、これがありました。しかし、都道府県分が3,847億円、これは約77%だそうです。市町村分が3,906億円、78%がまだ未交付のままに2022年度へ繰り越されている、このようなことがありました。

市の財政担当のほうで、この繰越額と物価高騰分の限度額を確認することができますでしょうか、その辺をお願いします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、本年4月28日付で、令和4年度の交付金の限度額が示されております。

感染症対応全般を対象としたもののほか、現在、議員がおっしゃられる、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が併せて示されております。

内訳としましては、感染症対応全般に対し6,178万1,000円、原油価格・物価高騰対応分として1億8,534万4,000円となっており、そのほかに昨年度に配分された交付金のうち、未申請分として8,896万1,000円が本年度に繰り越されておまして、合計で3億3,608万6,000円が限度額となっております。

本年度の事業につきましては、御質問にございました給食における物価高騰対応を含め、庁内各課における対象事業を取りまとめ、実施事業の検討を進めている段階となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、財政の担当のほうから、コロナの問題、それから原油価格の高騰によります交付金、補助金、それがある程度国のほうからも来るということなんですけれども、今回、先ほど市長の答弁では公費を負担していくということのほかに、国からもこういうような、今回の場合は、このような物価高騰ということでは特別だと思うんです。そのような国の対応、そういうような問題も含めまして、市としてはどのくらいの物価高騰を見込んでいたのか。先ほど7%とか、33%という御答弁が中に入ったんですが、その辺をもうちょっと詳しく伺えればと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 給食費に対する物価高騰ということで考えてみますと、2020年基準の消費者物価指数で見ると、食料費のところの値上がりは、本年4月あたりが今最新のものとして出ていて、2.9%上昇しているという形になっております。

したがって、学校給食食材費全体の2.9%分が値上がり分というふうに捉え、昨年と同等の栄養バランス、量を保った学校給食を子供たちに提供するためには、本年度、当初予定した食材費に2.9%分を加えて、102.9%分が必要になってくると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、2.9%の値上がり分ということは、これは金額に換算することができるのでしょうか。先ほどの市長の御答弁と金額的に整合性があるのかどうか、その辺確認をしたいと思います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今回の2.9%、予算ベースで考えますと、当初予算で持っている賄い材料費が3億8,000万円ちょっとになります。2.9%分は約1,100万円ぐらいという形になります。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 学校給食では、食材費につきましては保護者負担ということになっていますので、その分を公費でと、値上げ分については考えていただけるというふうに理解をします。

そしてまた2番目には、学校給食には保護者だけではなくて給食の納入業者、この方への影響も考えられます。運搬費用、ガソリンとか、そういうような、それから肉とか野菜とかそういう食材費の高騰から、納入業者も影響を受けていると考えます。市として支援策はあるのかどうか。コロナ禍におきまして、感染者の拡大により学校やクラスが休校になった場合と桁違いです。納入業者の方も経営していくためには、市に対して支援策を求めてくるのではないかと思います。市の考えを伺います。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 給食納入業者への影響といたしましては、基本的に全ての食材に対して配送が伴うことから、原油価格の高騰により影響は少なからず及んでいるというふうに考えておりますが、市として特に物価高騰対策での給食納入業者への支援策というのは考えておりませんし、行ってもおりません。

そもそも食材に関しましては、納入時点の市場価格等による時価で調達するというような方式となっております。事前に価格を示していただいているものもありますが、それらについても、変動に合わせて、随時価格を改定する旨のお知らせをいただいております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 そうしますと、納入業者につきましては、市では支援策というものは考えていないということなんですけれども、そうしますと納入業者の方が、それこそ持続化給付金じゃないですけども、そういうものを利用しながら経営にやっていくしかない。市では何らの支援策がないということは、何かとても残念だなというふうに思います。

最後に、市の支援策として、市の独自支援策について伺いたいと思います。

今回の物価高騰は、コロナ禍やロシアによりますウクライナ侵略、穀物、小麦等の大きな問題も含めておりますが、学校給食におけます食材費は、先ほど述べましたが保護者負担となっています。市の給食施設等は、市のほうで負担をしています。

給食費につきましては、これは条例のほうで見たんですけれども、小学生が月額4,320円、中学生は4,690円、幼稚園児が3,460円、このように定められております。全体で約7,000食ではないかと思うんですけれども、各学校に給食施設がございます。自校方式で各校に栄養士を配置するなど、市がこれまで子供たちのために取り組んでまいりました。

今回の物価高騰には、国の交付金、こういう支援策を考えております。

最近の新聞によりますと、水戸市では公費で食材費の一部を負担する子育て応援学校給食支援事業、これを始めたようです。物価の上昇に対応して、家庭の負担を抑える。当初予算に5,000万円を盛り込んだとのこと。また、地元の農産物を活用する、この事業も含めて、約1億1,000万円を充てたそうです。

給食費の公費負担ということでございますが、今後につきましては、今回は国の交付金ということが想定されていますが、子供たちの食というのは成長のために欠かせません。保護者の負担増ではなく、子供たちへの投資という形で市の独自の支援策、これを考えていただきたいと思いますが、お尋ねをいたします。

○杉森弘之 議長 川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行 教育委員会次長兼学校教育課長 今般の食材などの物価高騰につきましては、コロナ禍において世界情勢等の影響も受けた原油価格の高騰によるもので、緊急に対応しなければならぬものとして、国の示すコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の補助金を用いて、保護者等への負担軽減を図りつつ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が提供できるよう、市として支援を行ってまいります。

一方、議員もお示しのように、学校給食については、学校給食法第11条によりまして、学校給食の施設や設備並びに運営に要する経費は学校設置者、つまり市の負担、それ以外の学校給食費は学校給食を受ける保護者の負担とすると定められております。

物価高騰が今後も続き、一時的、臨時的なものではなく、経常的なものとして考えられるようになった場合には、やはり栄養バランスや量を保った学校給食を守っていくために、原則に立ち返って、学校給食の提供を受ける保護者への負担についても検討せざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 将来にわたっては、要するに給食費の値段の改定というふうに今理解をしたものなんですけど、先ほどちょっと申しましたように、子供たちの食、学校給食の中で、家庭によっては非常にやっぱり厳しい家庭もいらっしゃるというふうに聞いています。

今、先ほどちょっと述べましたが、こういうふうに賃金が上がらない、そして物価が高騰す

る中で生活自体が大変厳しくなってくる、これがいつまで続くか、それこそ分かりません。国が、果たしてこれがいつまで続いてくるのか、交付金についてもいつまで続くか分からない。だけれども、条例で食材費が保護者負担になっているからというだけでなく、やはり値段を上げないで公費の負担をして、子供たちの未来への投資ということで、その辺はぜひ検討をお願いしたいと思いますが、この辺について、見解の相違と言われればそうかもしれませんが、あくまでも子供たちのために市が支援策として考えていただきたいと思いますが、この辺について再度伺います。

○杉森弘之 議長 根本洋治市長。

○根本洋治 市長 私も教育は大事だと思っております。そして、水戸市ではそのようなことで、やっぱり各自治体がそれぞれの支援の仕方があるのは当然だと思います。

牛久市においても、ワクチンの接種、それから子供たちにヘルメット、そういった様々な、お子様にいろんな手当てをやっております。全てが、皆さんが満足できるものは、私は不可能かと思えます。

ただ、牛久市でできること、我々ができることを最大にこれからもやっていくということで、その中で、経済、予算もございます。そういう様々なことを加味しながら、そして私たちが子供にできることをこれからも模索しながらやっていきたいと思えます。

○杉森弘之 議長 遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 今、市長から、できることをやっていくということなんですが、ワクチン、ヘルメット、いろいろな子育ての政策自体は、それは市の政策として十分理解をするものなんですけれども、やっぱり食というものにつきましては、子供たちがそのときにどういう状況であったのか。牛久市の食はおいしいということで、私も子供たちからよく話を聞いています。それと、ほかから牛久市に来られた先生も、牛久の給食は本当においしい、それはなぜかという、自校方式で、温かいものは温かく、冷たいものは冷たい。そして、栄養士さんが工夫をしながらやっているということ、これはほかにない利点だと思います。

そういう中で、やはり食については、牛久市が自校方式でずっと今まで頑張ってきたということ、それについて、食材費について、今こういうような問題が出てまいりましたけれども、子供たちの将来のために、やはりそれは牛久市の政策としてやっていただきたいというふうに思います。

いろいろと子育てについては、ほかの同僚議員も、ほかの自治体に比べたら、子育て支援策いろいろあります。いろいろないところ、悪いところもあります。いいところは大いに学びながら、子供たちに最善の利益を牛久市が与えていただけるように、それはお願いをしまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、21番遠藤憲子議員の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでに打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後3時48分延会